

法 学 号 外

平成 30 年 3 月 30 日

各 私 立 学 校 長 様  
(小・中)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 31 年度及び平成 32 年度在外教育施設派遣教師の推薦について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。  
なお、応募を希望される場合は、提出期限までに所定の書類を文部科学省宛て直接提出願います。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

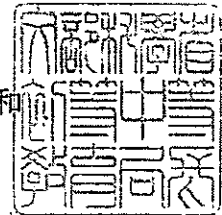
メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp



各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長 殿  
関係都道府県知事

文部科学省初等中等教育局長

高橋 道 和



(印影印刷)

平成31年度及び平成32年度在外教育施設派遣教師の  
推薦について (依頼)

文部科学省においては、我が国の主権の及ばない外国で生活する日本人の子供に対し、国内における教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、日本国民にふさわしい教育を行うとともに、併せて国際性を培うことを目的とした施策を実施しているところですが、その一環として、在外教育施設に対する教師派遣を行っています。

近年、在外教育施設においては、在籍児童生徒数の増加傾向に加え、日本語指導や特別な支援を必要とする児童生徒数の増加、保護者からの英語教育に対する高い要望など、多様な学習内容・方法を通じた教育活動の充実が望まれています。

文部科学省では、在外教育施設を取り囲む様々な課題の解消や特色ある環境を生かし、在外教育施設をグローバル人材育成拠点としてより積極的なグローバル人材育成に資する教育の強化を図ることが重要であることを踏まえ、「在外教育施設グローバル人材育成強化戦略」を策定(平成28年5月19日)しました。これを受け、在外教育施設において小学校段階での英語による授業のカリキュラム開発や日本語学習をはじめとする日本型教育や日本文化発信などの先進的プログラムを推進するため「在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業」を平成29年度新規事業として立ち上げ、平成30年度も継続して取り組む予定です。また「教師のグローバル化」の観点から、平成29年8月に「トビタテ!教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設への教師の関わり方を「派遣前」「派遣中」「帰国後」の魅力を高めることにより、グローバルな教師を戦略的に育成していく取り組みを実行しています。

具体的には、「各自治体が姉妹都市等として交流を行っている国や地域への優先配置」、「日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数の多い自治体からの派遣教師に対する必要言語を考慮した国や地域への優先配置」、「小学校教師の英語力強化を目的とした優先配置」、「補習授業校との連携強化のための配置」等を設けました。これらにより、派遣された教師が在外教育施設での教育活動という枠を超え、関係国や地域とのパイプ役を務めることにより国際交流がより活発化し、帰国後には貴自治体におけるグローバル教師として教師力を発揮することはもとより国際化の進展や国際理



解教育の一層の推進を図るミドルリーダーとしての活躍が期待されます。

また、派遣教師が、日本とは異なる教育環境において、全国から選抜された教師と共に学校の中核となって教育活動を行う経験は、国内では体験できない貴重な機会となり、教師としての力量を高めることにつながると考えております。

については、以上の趣旨を十分御理解の上、別添「平成31年度及び平成32年度在外教育施設派遣教師の推薦及び選考手続について」に基づき、貴管内の義務教育諸学校に周知いただくとともに、事務作業の負担軽減の観点から、今まで指定用紙を紙媒体で送付していましたが、今回より電子媒体で提供することも周知願います。

併せて、「各都道府県教育委員会（指定都市含）における在外教育施設への派遣教師数について」を御参考の上、本事業を管下の教師の資質向上の機会と捉え、派遣教師として適当と認める者を積極的に御推薦くださるようお願いいたします。

なお、本依頼は平成30年度予算決定後に正式なものとなりますので、御留意ください。

〈本件連絡先〉

文部科学省初等中等教育局

国際教育課教職員派遣係

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111 内線 2440

FAX 03-6734-3738

E-mail zaigai@mext.go.jp



平成31年度及び平成32年度在外教育施設派遣教師の推薦及び選考手続について  
【教育委員会等担当者用】

1 推薦について

(1) 推薦者数ならびに教員定数の拡充について

平成31年度及び平成32年度在外教育施設派遣教師の推薦人数について、平成31年度派遣教師候補者（いわゆる「即派遣者」）は平成30年度末をもって帰国が見込まれる派遣教師と同数を、また、平成32年度派遣教師候補登録者（いわゆる「登録者」）は平成31年度派遣教師候補登録者数と同数程度を基本としますが、その数にとらわれず可能な限り多くの教師の推薦に御協力願います。

さらに、派遣教師（管理職（校長及び教頭をいう。以下同じ））については、教師派遣を行う在外教育施設の数に応じた一定数が必要ですが、近年は、管理職の推薦が減少する傾向にあります。管理職についても、可能な限り多くの教師を推薦願います。

(2) 姉妹都市等優先推薦枠について

各都道府県・市区町村において、「姉妹都市協定の締結、またはそれに準ずる積極的な交流を図っている国や地域」、「日本語指導が必要な児童生徒が使用している言語を使う国や地域」、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会おけるホストタウンおよびホストタウンに準ずる交流自治体」等、特定の国や地域にある在外教育施設に優先的に派遣を希望する教師を推薦願います。希望する場合は、選考調査票及び提出書類⑤に必要事項を記入願います。その際、以下の点に御留意ください。

- ① 派遣職種は教諭とし、人数は各都市若干名です。
- ② 小学校または、小学校及び中学校の教員免許状を有し、帰国後も国際交流や国際理解教育の中心となることが期待される者として下さい。
- ③ 対象とする在外教育施設は日本人学校のみとし、補習授業校は含みません。
- ④ 複数の都道府県または指定都市と姉妹都市提携を結んでいる場合や帰国する教師の所有する免許等の関係から、必ずしも希望通りの在外教育施設に派遣されるとは限りません。
- ⑤ 当該国に派遣された場合は、当該自治体が教師に担わせる役割や効果等を具体的に有してください。

(3) 小学校教師の英語力強化優先推薦枠について ※新設

小学校教師の英語力強化を目的として、主に英語を公用語とする国に設置された在外教育施設に優先的に派遣を希望する教師を推薦願います。希望する場合は、提出書類⑥に必要事項を記入願います。その際、以下の点に御留意ください。

- ① 派遣先は日本人学校とし、近隣の補習授業校における1日程度の勤務をはじめ、勤務校のグローバルクラスや英語の授業の担当、現地校及びインターナショナル校との交流等、外国語教育と積極的に関わる仕事をしていただきます。

- ② 派遣職種は教諭、対象人数は若干名です。
- ③ 小学校教員免許状を有し、かつ中学校の外国語免許状を取得している者、若しくは免許はなくても一定程度の英語力を有する者としてください。
- ④ 帰国後、在外教育施設での研修を生かしたグローバル教師として活躍が期待される者として下さい。
- ⑤ 必ずしも希望通りの在外教育施設に派遣されるとは限りません。

【参考】

平成32年度から全面実施される小学校の学習指導要領では、中学年で「外国語活動」（35時間）、高学年で「外国語科」（70時間）を導入することになります。

文部科学省では、小学校の英語教育の早期化・教科化に伴い、英語を専門的に教える「専科指導教員」を増やすこととしています。

下記の、専科指導教員の英語力に関する要件を参考とし、ぜひ「小学校教師の英語力強化優先枠」をご活用ください。

小学校外国語教育の早期化・教科化に伴う専科指導のための加配定数（教員の英語力に関する要件）

について

小学校英語教育の充実に対応する専科指導のための定数を活用して、追加的な配置を行う場合に、専科指導を担当する教員は次の要件のいずれかを満たしている者であること。

（教員の英語力に関する要件）

- ① 中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
- ② 2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者（※）
- ③ CEFR B2相当以上の英語力を有する者（※）
- ④ 海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者（※）

（※）小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要

(4) 国立大学法人及び学校法人（私立学校）への積極的周知について

推薦を依頼する人数については特段定めませんので、派遣教師として適当と認める者を選考の上、推薦願います。例年、私立学校関係者から、本制度について認識されていない報告を受けますので、域内学校法人に周知徹底をお願いします。

なお、国立大学法人においては、以下9の推薦に当たっての留意事項（4）②を御参照ください。

2 提出書類

次の①～③の書類については郵送で、④、⑤、⑥については電子ファイル（Excel）に入力したものをEメールで文部科学省国際教育課宛に送付願います。

- ① 在外教育施設派遣教師選考調査票 1部
- ② 在外教育施設派遣教師推薦書（学校長等が記入） 1部



- ③ 人事記録カード（原本証明をしたもの） 1部  
（学歴・免許等の資格取得後の経歴及び俸給等の決定について分かる詳細なもの）
- ④ 在外教育施設派遣教師選考調査票データ（Excel） 1部
- ⑤ 姉妹都市等派遣希望調書（希望する場合、④と同Excel別シート）
- ⑥ 小学校教師の英語力強化希望調書（希望する場合、④と同Excel別シート）

〔提出上の注意点〕

- ※ i 上記①、②について、前回までは紙媒体の指定用紙を送付していましたが、今回より電子ファイル（PDF）で送付します。なお、御提出の際は、今まで通り紙媒体で送付願います。
- ※ ii 都道府県・指定都市教育委員会については、上記①、②、④、⑤、⑥様式（電子ファイル）を別途メールにて送付します。
- ※ iii 国立大学及び私立学校については、※ i を含めた上記①、②、④、⑤、⑥様式（電子ファイル）を送付しますので、国際教育課教職員派遣係メールアドレス（zaigai@mext.go.jp）まで国立大学・私立大学所管課の担当部局の送付先アドレス（担当者個人ではなく、組織のアドレス）をお知らせください。送付の際は、メール件名「様式送付依頼（〇〇大学／〇〇県〇〇課私学担当）」として、平成30年4月13日（金）迄に送付願います。

### 3 提出期限

- (1) 管理職 6月 8日（金）必着
- (2) 教 諭 6月15日（金）必着

### 4 文部科学省の行う選考

文部科学省では、在外教育施設派遣教員選考実施要項（昭和59年7月17日文部省教育助成局長裁定）（以下、「実施要項」という）に基づき、所属機関の長から推薦された者について書類審査を実施し、後日別途通知するとおり、平成30年7月から8月にかけて面接等による選考を行う予定です。

面接会場については、管理職は7月上旬に東京で実施し、教諭は7月下旬から8月にかけて東京・大阪・福岡の各会場で実施する予定です。

### 5 派遣教師候補者及び派遣教師候補登録者等の決定

文部科学省は、実施要項に基づき、平成31年度派遣教師候補者及び平成32年度派遣教師候補登録者等を決定します。

### 6 派遣教師の身分・任期

在外教育施設に派遣される教師は、教育公務員特例法第22条第3項に基づく長期の研修出張扱いとなり、文部科学大臣から在外教育施設における教育に従事することを委嘱されます。

派遣期間は、原則2年間です（※本人が任期の延長を希望する場合には、評価並びに派

遣元教育委員会等の了承等の条件に応じて2年を限度として1年毎の延長が可能です。ただし、赴任国の事情によっては、ビザや所得税等の課税状況等を鑑み、あらかじめ赴任期間の上限が定められている場合があります。)

## 7 派遣教師に係る経費

文部科学省では、公立学校及び私立学校の教師に係る派遣教師経費について、給与支給額のうち、委託費対象経費を在外教育施設派遣教師経費委託費として都道府県・指定都市に交付します。

## 8 派遣教師に対する旅費及び在勤手当の支給

文部科学省は、在外教育施設教員派遣規則（昭和56年文部省訓令第27号）（以下、「派遣規則」という）に基づき、派遣教師に対し旅費及び在勤手当を支給します。

添付の在勤基本手当支給額（月額）は、不定期に改訂されるため、参考資料となります。

## 9 推薦に当たっての留意事項(所属機関担当者に留意いただきたいこと)

派遣教師として適当と認める者の選考及び推薦に当たっては、実施要項に基づき、以下の点に十分留意願います。

### (1) 派遣教師の所有免許、経験等に関すること

- ① 在外教育施設は小学部と中学部が併設されており、教師は必要に応じて小学部と中学部を兼ねて担当する場合があることから、小学校教師免許及び中学校教師免許の両方を有する者が望ましいこと。
- ② 現に義務教育諸学校以外に勤務する者を推薦する場合は、推薦以降、選考や内定の有無に関わらず、域内の義務教育諸学校の授業見学や教員研修等を積極的に受けさせることや、交流人事を行うなど、勤務が円滑に行われるよう事前に努めること。また、当該教諭が帰国後は、派遣経験を活かせるよう人事上の配慮を願いたいこと。
- ③ 一般的に在外教育施設においては、中学部に在籍する生徒数に対して、小学部に在籍する児童数が圧倒的に多いことから、教諭の推薦者数については、小学校教師数が中学校教師数を上回るよう配慮願いたいこと。
- ④ 推薦者が有する免許状の教科のバランスに配慮願いたいこと（近年は、中学校の社会、英語、保体の免許状所有者数が必要数に比して多い一方、中学校の国語、数学、理科、音楽の免許状所有者数が足りない傾向が見られる。）。
- ⑤ 多くの在外教育施設において派遣教師は、国内での経験年数に関わらず、教師経験の少ない学校採用教師の指導を行うことや、中心となって学校行事を企画・運営するなど学校の中核的な役割を担う。そのため、推薦する教諭については、教科指導だけでなく学級経営や様々な校務分掌などの経験を有する者が望ましいこと。
- ⑥ 本制度の意義のほか、先述の「在外教育施設グローバル人材育成強化戦略」、「トビタテ！教師プロジェクト」等の趣旨等を理解し、さらに、貴管下の教師の育成の観点を踏まえ、派遣期間中だけでなく帰国後も各地域の義務教育諸学校の児童生徒や教師の国際化に貢献し、グローバル教師としての役割を果たす意欲がある者が望ましいこと。

## (2) 派遣教師の配偶者及び帯同家族に関すること

- ① 派遣教師が意欲的に職務に専念するためには、派遣教師に対する配偶者の理解と支援が必要不可欠であることから、推薦のための選考に当たっては、配偶者の自覚や見識のほか、教師の派遣に同意しているか等についても十分考慮願いたいこと（管下の選考段階においてできる限り配偶者の見識等を確認することが望ましい。）。
- ② 夫婦ともに教師の場合で、そのいずれか一方が派遣教師として、他方が配偶者として海外に赴く際は、地方公務員法の改正に伴う配偶者同行休業制度の創設の主旨を鑑み、帰国後に配偶者が教職に復帰する途を開くなど、その処遇について十分に配慮願いたいこと。
- ③ 既婚者において配偶者を同伴せず、かつその間に子がいる場合、派遣期間中のその子の養育について十分に検討がなされていることを確認の上、推薦すること。なお、配偶者を同伴せずに未就学児や小学校低学年の子を伴って派遣を希望しても、海外の治安や福祉制度等で厳しい国が多いことを踏まえて管下の選考の段階で、同伴の目的や生活上の具体的な覚悟などを確認することが望ましい。
- ④ 同伴家族として帯同することができるのは、配偶者並びに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子であること（上記以外の者について、本人の責任のもと帯同することには関知しません。）。

## (3) 派遣教師の健康面に関すること

- ① 各都道府県教育委員会等においては、教師の定期健康診断の結果等を踏まえ、選考の際には、当該教師並びに家族の心身の健康面について十分に確認願いたいこと（近年、選考調査票に既往症の記載がないにも関わらず、派遣直前や派遣後に心身の持病や既往症を訴え、現地での体制に支障が生じるケースがある。また、病名や障害の有無によっては査証が許可されない国もあるため、帯同家族も含めて遺漏なく記入しているか確認願いたいこと。）。
- ② 派遣教師が体調不良等により派遣期間を短縮して帰国することとなる場合、後任の補充を所属機関へ依頼することとなるので、その点を踏まえて資質、心身の健康状態等を十分に確認すること。
- ③ 候補者の健康診断書の提出については、10月5日（金）以降に健康診断を受診し、診断書を11月16日（金）（必着）までに提出すること。

## (4) その他

- ① 「在外教育施設派遣教員選考実施要項の一部改正について（通知）」（平成23年4月12日付け23文科初第85号初等中等教育局長通知）のとおり、派遣教師の資格における年齢制限が撤廃されたこと。
- ② 国立大学法人附属学校から派遣される教師については、国立大学法人東京学芸大学の附属学校に採用の上、同大学国際教育センター共同研究員として在外教育施設に派遣されることとなるので、あらかじめ同大学と連絡調整の上、推薦すること。
- ③ 在外教育施設派遣教師の在勤手当に対して、赴任先によっては、所得税等を課税する国があります。文部科学省では、在勤手当が課税対象となった場合、税金という性

質上課税額の補填は行っておりません。

米国においては、赴任3年目から連邦税（所得税）や社会保障税等が課税されることとなっています。

最近、各国において各種税金制度の見直しが行われています。仮に派遣教師の在勤手当が課税対象となった場合は、学校運営委員会若しくは派遣教師個人が税金を負担することなどを条件として、派遣期間の延長を認めるなど対応しています。ただし、派遣先の状況によっては、本人の希望や評価に関わらず、任期を延長できない場合もありますのであらかじめ御留意ください。

#### 10 帰国後の教師の積極的な活用促進へのお願い

在外教育施設として認定を受けた日本人学校は、日本国内の教育課程と同等の課程を有するものとして認定された教育施設です。

一方で、学校に派遣される教師数は、国内の必要定数の約7割程度にとどまっています。そのため、派遣された教師は、これまで指導経験のない免許外指導を行わざるを得ない状況も避けられなくなりつつあります。

また、十分に教材を揃えることが出来ない環境の学校も多く、教師が身近な素材を活かして教育活動を実践しています。

全国の教育委員会から推薦・選抜された教師で組織された新たな教育集団の中で研鑽を積む中で、各々に課せられる責任も大きく、様々な経験を得ることから、派遣先の学校長から、「赴任直後に比べてめざましく成長した」「帰国後は中核的な教師として期待」といった声が寄せられます。

従来、派遣教師の定期報告により、学校長からの能力評価・業績評価を御提供していますが、派遣教師が日本国内とは異なる厳しい環境で教育活動に従事し、経験を積んでいることを御理解いただき、帰国後の教師の一層の活用に御配慮願います。

※なお、選考受験者には「別添2」のみ提供し、「別添1」は教育委員会等の選考担当側の資料として下さい。

#### [別添資料]

(1) 在外教育施設教員派遣規則

(昭和56年4月20日 文部省訓令第27号、最近改正平成30年1月9日)

(2) 在外教育施設派遣教員選考実施要項

(昭和59年7月17日 文部省教育助成局長裁定、最近改正平成30年3月19日)

(3) 在外教育施設派遣教員委託費交付要綱

(平成15年4月1日 文部科学大臣決定、最近改正平成29年4月1日)

(4) 在外教育施設グローバル人材育成強化戦略

(5) トビタテ！教師プロジェクト

平成31年度及び平成32年度在外教育施設派遣教師の応募について

【受験者用】

受験に当たっての留意事項

以下の点について、あらかじめ十分に理解の上、応募のこと。

- ① 派遣先については、文部科学省において諸条件を総合的に勘案して決定するため、必ずしも本人の希望どおりにはならないこと。また、文部科学省による選考受験後の辞退は認められないこと。
- ② 在外教育施設は小規模校が多く、必要に応じて複式授業や免許外教科を担当する場合があること。また、管理職であっても必要に応じて授業を受け持たなければならないこと。
- ③ 「在外教育施設派遣教員選考実施要項の一部改正について（通知）」（平成24年4月12日付け24文科初第37号初等中等教育局長通知）のとおり、派遣教師の資格における配偶者同伴の原則が撤廃されたこと。なお、選考調査票に記載した配偶者同伴の有無について、選考調査票提出後に原則変更が出来ないことに留意の上、よく家族の理解を得ること。
- ④ 配偶者同伴の有無に関わらず、家族の同意を得た上で応募すること。また、配偶者が外国籍である場合、当該国に派遣されるなどが最優先事項とはならないことを十分家庭内で理解しておくこと。
- ⑤ 配偶者を同伴する際、公用旅券の意義を踏まえ配偶者に就労が認められていないこと。また、配偶者が一時帰国する際の規則等については、派遣教師に準じることへの理解を得ること。
- ⑥ 在外教育施設への派遣期間中は、派遣教師等の相互扶助を基礎に、福利厚生観点から、従来より本人及びその帯同する家族の全員加入を原則としている在外教育施設派遣教師等医療補償制度があること。詳細については、海外子女教育振興財団のホームページにて確認すること。  
(URL : <http://www.joes.or.jp/iryo/index.html>)
- ⑦ 在外教育施設派遣教師の在勤手当については、外務公務員の支給水準（外務省法令基準）を参考に、各派遣教師の派遣先・派遣職種・教職経験年数などに基つき決定されること（外務公務員の支給水準については、年度途中の法令改正により、変動することがある。）。
- ⑧ 上記のほか、本制度について十分に理解し、留意事項を確認した上で、選考調査票に必要事項を正確に記入すること（虚偽記載や記入漏れがあった場合、遑って派遣教師の委嘱を解くことがある。）。

## 在外教育施設教員派遣規則

文部省訓令第二十七号

昭和五十六年四月二十日

- 改正昭和五十七年 四月二十八日 第十七号
- 〃 昭和五十七年 四月二十八日 第十八号
- 〃 昭和五十七年十二月 十三日 第二十五号
- 〃 昭和五十八年 四月 二十日 第十二号
- 〃 昭和五十九年 四月二十一日 第二十一号
- 〃 昭和五十九年 七月二十一日 第三十一号
- 〃 昭和 六十年 四月 二十日 第十二号
- 〃 昭和六十一年十二月 十八日 第二十号
- 〃 昭和六十一年 四月 十九日 第二十号
- 〃 昭和六十一年 九月 三十日 第三十二号
- 〃 昭和 六十年 四月 十七日 第五号
- 〃 昭和六十二年 六月 十七日 第十八号
- 〃 昭和六十二年 八月 十七日 第二十号
- 〃 昭和六十二年十一月 十二日 第二十九号
- 〃 昭和六十三年 四月 十八日 第二十一号
- 〃 平成 元年 四月 十八日 第五号
- 〃 平成 元年 八月 十八日 第三十五号
- 〃 平成 元年 十月 十六日 第三十七号
- 〃 平成 二年 三月 三十日 第四号
- 〃 平成 二年 四月 十七日 第六号
- 〃 平成 三年 一月 十八日 第一号
- 〃 平成 三年 四月 十六日 第十四号
- 〃 平成 三年 十月 九日 第三十一号
- 〃 平成 四年 四月 十六日 第十三号
- 〃 平成 四年十二月 十八日 第三十二号
- 〃 平成 五年 四月 十六日 第十七号
- 〃 平成 五年 七月 十三日 第二十二号
- 〃 平成 五年 十月 十八日 第二十五号
- 〃 平成 五年十二月 十六日 第二十六号
- 〃 平成 六年 三月二十三日 第三号
- 〃 平成 六年 四月 十八日 第十号
- 〃 平成 六年十二月 十二日 第四十三号
- 〃 平成 七年 一月 五日 第一号
- 〃 平成 七年 四月 十八日 第十二号
- 〃 平成 七年 五月二十五日 第十五号
- 〃 平成 七年 八月二十五日 第十七号
- 〃 平成 七年 十月 三十日 第二十号
- 〃 平成 七年十二月 二十日 第二十二号
- 〃 平成 八年 四月 十九日 第八号
- 〃 平成 八年 五月 十一日 第十二号
- 〃 平成 九年 三月三十一日 第二十三号
- 〃 平成 九年 四月二十一日 第二十五号
- 〃 平成 十年 二月 二十日 第四号
- 〃 平成 十年 四月二十一日 第二十号
- 〃 平成 十一年 三月 四日 第一号
- 〃 平成 十一年 四月 十五日 第十二号
- 〃 平成 十一年 九月 二十日 第十八号
- 〃 平成 十一年十二月 二十日 第二十一号

// 平成十二年 一月 二十日 第一号  
 // 平成十二年 四月 十四日 第十九号  
 // 平成十二年 四月 十四日 第二十号  
 // 平成十二年 四月 十四日 第二十一号  
 // 平成十二年 四月 二十一日 第二十二号  
 // 平成十二年 八月 十五日 第二十四号  
 // 平成十三年 一月 六日 第三十四号  
 // 平成十三年 一月 三十日 第三十五号  
 // 平成十三年 三月 十三日 第三十六号  
 // 平成十三年 五月 九日 第五十四号  
 // 平成十三年十一月 二日 第六十九号  
 // 平成十四年 一月 二十五日 第一号  
 // 平成十四年 四月 二十二日 第十号  
 // 平成十五年 一月 二十一日 第一号  
 // 平成十五年 四月 十七日 第十四号  
 // 平成十五年 八月 十五日 第十七号  
 // 平成十五年十一月 二十日 第三十号  
 // 平成十六年 四月 二十一日 第八号  
 // 平成十六年十二月 十六日 第十二号  
 // 平成十七年 三月 二十五日 第一号  
 // 平成十八年 一月 五日 第一号  
 // 平成十八年 四月 十九日 第九号  
 // 平成十八年 四月 十九日 第十号  
 // 平成十八年 七月 二十一日 第十四号  
 // 平成十八年 八月 二十五日 第十六号  
 // 平成十九年 二月 二十八日 第二号  
 // 平成十九年 五月 二十三日 第七号  
 // 平成二十年 三月 三十一日 第二号  
 // 平成二十年 四月 二十五日 第六号  
 // 平成二十年十一月 二十六日 第十二号  
 // 平成二十一年 一月 二十八日 第一号  
 // 平成二十一年 四月 二十一日 第八号  
 // 平成二十一年 七月 三十日 第十号  
 // 平成二十一年 十月 三十日 第十三号  
 // 平成二十三年 二月 十七日 第一号  
 // 平成二十三年 四月 十八日 第八号  
 // 平成二十三年 七月 十四日 第九号  
 // 平成二十三年 十月 十二日 第十七号  
 // 平成二十三年 十月 二十八日 第十八号  
 // 平成二十三年十二月 二十六日 第二十三号  
 // 平成二十四年 四月 四日 第八号  
 // 平成二十四年 八月 八日 第十七号  
 // 平成二十四年 九月 十三日 第二十二号  
 // 平成二十四年 十月 二十四日 第二十五号  
 // 平成二十四年十二月 二十一日 第二十七号  
 // 平成二十五年 四月 十九日 第十三号  
 // 平成二十五年 六月 二十八日 第三十一号  
 // 平成二十六年 二月 二十八日 第二号  
 // 平成二十六年 三月 三十一日 第三号  
 // 平成二十六年 八月 一日 第十三号  
 // 平成二十七年 三月 三十一日 第六号  
 // 平成二十七年 六月 二十六日 第十三号  
 // 平成二十七年 七月 二十三日 第十四号  
 // 平成二十七年 十月 二十九日 第二十八号

〃	平成二十八年	一月	六日	第	一号
〃	平成二十八年	三月三十一日	第	十号	
〃	平成二十八年	六月	十七日	第	十四号
〃	平成二十八年	七月二十九日	第	十五号	
〃	平成二十八年	十月三十一日	第	十六号	
〃	平成二十八年	十二月二十八日	第	一号	
〃	平成二十九年	三月	三十日	第	五号
〃	平成二十九年	七月	十日	第	九号
〃	平成二十九年	八月	七日	第	十一号
〃	平成三十年	一月	九日	第	十六号

(趣 旨)

第 一 条 この規則は、在外教育施設に派遣する教員の派遣について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 二 条 この規則において「在外教育施設」とは、海外に在留する邦人がその子女のために共同して設置する教育施設で本邦の小学校若しくは中学校の課程に相当する課程の全部又は一部を有するものをいう。

2 この規則において「派遣教員」とは、本邦から在外教育施設に派遣される本邦の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭若しくは教諭又は教育委員会の事務局に置かれる職員（次条において「教員等」という。）をいう。

(派遣教員の委嘱)

第 三 条 派遣教員は、別に定めるところにより、教員等のうちから、文部科学大臣が委嘱する。

第 四 条 削除

(派遣時期及び期間)

第 五 条 派遣教員の派遣時期は、原則として年度当初とする。

2 派遣教員の派遣期間は原則として二年間とする。ただし、文部科学大臣が必要と認める場合には、二年間を限度に派遣期間を延長することができる。

(解嘱)

第 五 条の二 文部科学大臣は、派遣教員が職務を継続することが適当でないと認める場合には、第三条第一項の規定による委嘱を解くことができる。

(旅費の支給)

第 六 条 派遣教員又は派遣教員の扶養親族（配偶者（派遣教員である者を除く。）並びに十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子で、主として当該派遣教員の収入によって生計を維持しているもの及び心身障害の子で他に生計の途のない者として文部科学大臣が認めたものをいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる場合には、派遣教員に対し、旅費を支給する。

一 派遣教員が在外教育施設に赴き、又は帰国した場合

二 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の前号の旅行に文部科学大臣の許可を受け、随伴して旅行した場合

三 派遣教員が第十二条に規定する一時帰国で、在勤中の在外教育施設の所在地（以下「在勤地」



という。)と本邦の間を旅行した場合

四 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の前号の旅行に、文部科学大臣の許可を受け、随伴して旅行した場合

五 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の在外教育施設在勤中において文部科学大臣の許可を受け、同一在勤地について一回限り、当該在勤地に呼び寄せられ、又は本邦に帰せられた場合

六 派遣教員が初等中等教育局長から在勤地の近隣地域に在留する邦人子女に対する巡回指導を依頼され、当該巡回指導のための旅行をした場合

七 派遣教員が、初等中等教育局長から補習授業校現地採用講師研修会の指導講師を依頼され、当該研修会のための旅行をした場合

2 派遣教員が在勤地で死亡し、又は前項第一号若しくは第六号から第八号までの規定に該当する外国旅行中に死亡した場合は、当該派遣教員の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに派遣教員の死亡当時派遣教員と生計を一にしていた他の親族をいう。）に対し、死亡手当を支給する。

3 派遣教員が在勤地で死亡した場合において、当該派遣教員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族に対し、旅費を支給する。

4 在外教育施設在勤中の派遣教員の配偶者（派遣教員である者を除く。）が当該派遣教員の在勤地において死亡し、又は第一項第二号若しくは第五号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該派遣教員に対し、死亡手当を支給する。

5 前四項により支給する旅費の額、支給条件等は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び文部科学省所管旅費規則（平成十三年文部科学省訓令第二十七号）に定めるもののほか、初等中等教育局長が別に定めるところによる。

（在勤手当）

第七 条 在勤手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給するものとする。

2 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、健康管理手当、不健康地健康管理手当、高地手当及び防犯手当とする。

3 在勤基本手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

4 住居手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な住居費に充当するために支給する。

5 配偶者手当は、配偶者を伴う派遣教員に支給する。

6 子女教育手当は、派遣教員の子のうち次に掲げるもので主として当該派遣教員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が派遣教員の在勤地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 四歳以上十八未満の子

二 十八歳に達した子であつて、就学する学校（子女教育手当支給要項で定める学校を除く）において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算

して一年を経過するまでの間にあるもの

- 7 健康管理手当は、一年以上勤務した派遣教員及びその配偶者が、健康診断の実施など健康管理のために必要な経費に充当するために支給する。

ただし、不健康地健康管理手当の支給を受ける者に対しては、当該不健康地健康管理手当の支給を受ける年度に係る健康管理手当は支給しない。

- 8 不健康地健康管理手当は、長期にわたる継続的な勤務が健康管理上適当でない認められる地に所在する在外教育施設で別表第1左欄に掲げるものに二年以上勤務した派遣教員及びその扶養親族が、一年度一回を限度として同欄の在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める保養地域において健康管理を目的とする保養及び健康診断の受診のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給する。

- 9 高地手当は、標高の高い地に所在する在外教育施設で別表第2に掲げるものに勤務する派遣教員及びその扶養親族が、一年度二回を限度としてその在外教育施設の所在する国の低地において健康管理を目的とする保養のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給する。

- 10 防犯手当は、治安事情が著しく厳しい地に所在する在外教育施設として初等中等教育局長が別に定めるものに勤務する派遣教員が、居住している住宅及び通勤途上の防犯のために必要な経費に充当するために支給する。

(在勤手当の支給額)

第 八 条 在勤基本手当の月額、別表第3に定めるところによる。

- 2 住居手当の月額は、派遣教員が居住している家具付きでない住宅の一月に要する家賃の額（派遣教員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）に相当する額（その額が別表第4に定める限度額（扶養親族を伴わない派遣教員の場合にあつては、当該限度額の百分の八十に相当する額）を超えるときは、当該限度額）とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
- 3 配偶者手当の月額は、在勤基本手当月額の百分の十二、五に相当する額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
- 4 子女教育手当の月額は、年少子女一人につき八千円とする。ただし、年少子女が、派遣教員の在勤地において学校教育を受けるときは、授業料その他年少子女が学校教育を受けるための対価として納付が義務づけられている経費に応じて、初等中等教育局長が別に定める額を加算することができる。
- 5 健康管理手当の額は、毎年七月一日において派遣教員が伴う配偶者の有無に応じ、別表第5に定めるところによる。
- 6 不健康地健康管理手当の額は、当該手当の対象となる旅行ごとに別表第6左欄に掲げる在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める基本額と次の各号に定めるところにより算出した額とを合計した額と当該手当の対象となる旅行に要した経費の額のうちいずれか低い額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。
- 一 配偶者を同伴する場合にあつては当該基本額の百分の百に相当する額
  - 二 子を同伴する場合にあつては当該基本額の百分の十に相当する額に同伴する子の数を乗じた額
- 7 高地手当の額は、当該手当の対象となる旅行ごとに別表第7左欄に掲げる在外教育施設の別に応

じ同表右欄に定める基本額と次の各号に定めるところにより算出した額とを合計した額と当該手当の対象となる旅行に要した経費のうちいずれか低い額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。

一 配偶者を同伴する場合にあっては当該基本額の百分の百に相当する額

二 子を同伴する場合にあっては当該基本額の百分の十に相当する額に同伴する子の数を乗じた額

8 防犯手当の月額、派遣教員が警備員を雇用し、若しくは警備機器を借り上げ、又はその両方を行うために一月に要する経費の六分の五とする。

(在勤手当の支給期間)

第九 条 在勤基本手当及び住居手当の支給期間は、派遣教員が在勤地に到着した日の翌日から、任務を終了し在勤地を出発する日の前日までとする。

2 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の級別に異動を生じた派遣教員には、その日から新たに定められた級別により在勤基本手当を支給する。

3 在勤基本手当の支給期間中に第十二条に規定する一時帰国又は私費一時帰国した派遣教員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日を超えるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。

4 住居手当の支給期間中に住居手当の級別に異動を生じた派遣教員には、その日から新たに定められた級別により住居手当を支給する。

5 派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要であると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、当該派遣教員が死亡当時伴っていた扶養親族に従前の住居手当の支給額の百分の二十に相当する額を支給することができる。

6 配偶者手当及び子女教育手当の支給期間は、派遣教員の在勤基本手当の支給期間中において、当該派遣教員の配偶者又は年少子女が当該派遣教員の在勤地に到着した日の翌日（派遣教員の配偶者又は年少子女が当該派遣教員の在勤地において配偶者又は年少子女となった場合にあっては、配偶者又は年少子女となった日）から、当該派遣教員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（配偶者又は年少子女がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者又は年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者又は年少子女がその日の前に配偶者又は年少子女でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者又は年少子女でなくなった日又は死亡した日）までとする。

7 配偶者手当又は子女教育手当を受ける派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当又は子女教育手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要と認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該派遣教員の配偶者又は年少子女に配偶者手当又は子女教育手当を支給することができる。

8 防犯手当の支給期間は、派遣教員が在勤地に到着した日の翌日から、任務を終了し在勤地を出発する日の前日までとする。

9 防犯手当を受ける派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで防犯手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要と認めるときは、死

亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該派遣教員が死亡当時伴っていた扶養親族に防犯手当を支給することができる。

(在勤手当の支給方法)

第十條 在勤手当（健康管理手当、不健康地健康管理手当及び高地手当を除く。以下この条及び第十一條において同じ。）は、毎月一回、その月額をその月の二十一日に支給する。ただし、その月の二十一日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、二十一日の直後の平日を支給定日とする。

2 前項の規定にかかわらず、派遣教員の派遣期間が満了する月及び特別の事情がある場合の在勤手当は、初等中等教育局長が別に定める日に支給する。

3 在勤手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。

4 在勤手当を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

5 健康管理手当については、毎年一回、その額を七月二十一日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、直後の平日を支給定日とする。

6 不健康地健康管理手当及び高地手当については、当該手当の対象となる旅行が行われた後に支給する。

第十一條 第八條及び第九條に定めるもののほか、在勤手当の級の適用に関する基準は、初等中等教育局長が別に定めるところによる。

(所得税相当額の支給)

第十一條の二 派遣教員が、在勤地において、在勤国及び州の法令に基づいて、給与及び手当に対して、派遣初年度から所得税を課せられたときは、初等中等教育局長が別に定める在外教育施設に勤務する派遣教員に対し、所得税の額に相当する額を支給することができる。

(一時帰国及び私費帰国)

第十二條 派遣教員は、その派遣期間中において、別に定めるところにより本邦に一時帰国又は私費一時帰国することができる。

(旅費等の返還)

第十三條 派遣教員が随伴し、又は呼び寄せた扶養親族が特別の事由により文部科学大臣の許可を受けて帰国する場合を除き、当該派遣教員の在勤地に到着した日の翌日から六月に満たないで帰国する場合には、第六條第一項第二号及び第五号並びに第七條第五項及び第六項の規定にかかわらず旅費、配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。

2 前項の場合において、既に支給された旅費、配偶者手当及び子女教育手当があるときには、これを返還しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、派遣教員の派遣期間が六月未満の派遣教員が随伴し、又は呼び寄せた扶養親族に係る旅費、配偶者手当及び子女教育手当の取り扱いについては、初等中等教育局長が別に定めるところによる。

第十四條 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、昭和五十六年四月二十日から実施し、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年四月二十八日から実施する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年四月二十八日から実施し、昭和五十七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年十二月十三日から実施し、昭和五十七年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十八年四月二十日から実施し、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月二十一日から実施し、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十九年七月二十一日から実施し、昭和五十九年七月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十年四月二十日から実施し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十年十二月十八日から実施し、昭和六十年十二月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十一年四月十九日から実施し、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十一年十月一日から実施する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年四月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年六月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年八月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年十一月十二日から実施し、昭和六十二年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十三年四月十八日から実施し、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年四月十八日から実施し、平成元年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年八月十八日から実施する。ただし、別表第2の改正規定のうち級別の欄に係る部分は、平成元年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年十月十六日から実施し、平成元年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二年三月三十日から実施し、平成二年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二年四月十七日から実施し、平成二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年一月十八日から実施し、別表第1の改正規定は、平成二年十月一日から、別表第2の改正規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年四月十六日から実施し、平成三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年十月九日から実施し、平成三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成四年四月十六日から実施し、平成四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成四年十二月十八日から実施し、平成四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年四月十七日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年七月十三日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年十月十八日から実施し、平成五年十月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年十二月十六日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成六年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成六年四月十八日から実施し、平成六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成六年十二月十二日から実施し、平成六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年一月五日から実施し、平成七年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年四月十八日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年五月二十五日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年八月二十五日から実施する。

附 則

この訓令は、平成七年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成七年十二月二十日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成八年四月十九日から実施し、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成八年五月十一日から実施し、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成九年三月三十一日から実施し、別表第3の改正規定は、平成八年八月一日から、別表第4の改正規定は、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成九年四月二十一日から実施し、平成九年四月一日から適用する

附 則

- 1 この訓令は、平成十年二月二十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成九年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成九年八月分から平成十年一月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。
- 3 派遣教員の平成十年二月分の在勤基本手当（月額）については、その者に係る新額がその者に係る旧額を下回るときは、旧額から新額を差し引いた額を新額から差し引いた額をもって当該在勤基本手当（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十年四月二十一日から実施し、平成十年四月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十一年三月四日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十年八月分から平成十一年二月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、この訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十一年四月十五日から実施し、平成十一年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十一年九月二十日から実施し、平成十一年九月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十一年十二月二十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十一年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十一年八月分から平成十一年十一月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、この訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十二年一月二十日から実施し、平成十二年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十一年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月二十一日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年八月十五日から実施し、平成十二年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十三年一月六日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十三年一月三十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十二年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十二年八月分から十二月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十三年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十三年五月九日から実施し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十四年一月二十五日から実施し、平成十四年一月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十四年四月二十二日から実施し、平成十四年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の在外教育施設教員派遣規則第六条第一項及び第八条第二項の規定は、この訓令の適用日以後に文部科学大臣の委嘱を受けた者について適用し、適用日前に文部科学大臣の委嘱を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成十五年一月二十一日から実施し、平成十四年十一月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十四年十一月分から十二月分までの在勤基本手当支給額（月額）については、そ



の者に係るこの訓令による改正後の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十五年四月十七日から実施し、平成十五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十五年八月十五日から実施し、平成十五年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十五年十一月二十日から実施し、平成十五年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十六年四月二十一日から実施し、平成十六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から実施し、平成十六年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十八年一月一日から実施し、平成十七年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十八年四月十九日から実施し、平成十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十八年七月二十一日から施行し、同年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、決定の日から実施し、第一条の規定による改正後の在外教育施設教員派遣規則の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十九年三月一日から実施し、改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第3の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十九年五月二十三日から実施し、同年四月一日から適用する。
- 2 在外教育施設教員派遣規則に基づき派遣されている派遣教員であって平成十九年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十年三月三十一日から実施し、平成十九年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十年四月二十五日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十年十一月二十六日から実施し、同年四月一日から適用する。
- 2 北京、天津、青島、上海、蘇州、サン・ホセ、フランクフルト、ブタペスト及びワルシャワに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年一月二十八日から実施し、平成二十一年一月一日から適用する。
- 2 在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十一年一月の在勤基本手当の月額は、改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）別表第3にかかわらず、次の表に定めるところによる。
- 3 台北、台中及び高雄に所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十一年二月及び三月の在外基本手当の月額については、新派遣規則別表第3にかかわらず、次の表に定めるところによる。
- 4 青島に所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十年十二月三十一日において、現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、新派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年四月二十一日から実施し、平成二十一年四月一日から適用する。
- 2 コタキナバル、アスンシオン及びジェッタに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十一年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十一年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十一年十一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十三年三月一日から実施する。
- 2 ハノイ、シンガポール、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、北京、天津、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、ヤンゴン、マニラ、ペナン、コタキナバル、ニュー・ヨーク、ニュー・ジャージー、プリンストン、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ボストン、ブエノスアイレス、サンチャゴ、ウィーン、チューリッヒ、ジュネーブ、マドリッド、バルセロナ、モスクワ、ベルリン、デュッセルドルフ、ブタペスト、パリ、ワルシャワ、ロンドン、ジェッタ及びバハレーンに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十三年二月二十八日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月十八日から実施し、平成二十三年四月一日から適用する。

#### 附 則

この訓令は、平成二十三年七月十四日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）第八条第四項の規定は実施日から一年を超えない範囲で初等中等教育局長が別に定める日から、新派遣規則別表第3の規定は平成二十三年四月一日から適用する。

#### 附 則

この訓令は、平成二十三年十一月一日から実施する。ただし、スラバヤ、コロンボ、バンコク、シラチャ、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、イスラマバード、カラチ、ヤンゴン、マニラ、台北、台中、高雄、トロント、カラカス、グアテマラ、サン・ホセ、ボゴダ、サンチャゴ、サンパウロ、アスンシオン、リマ、チューリッヒ、ジュネーブ、ストックホルム、ブタペスト、ブラッセル、ブカレスト、ロンドン、ダービー、シドニー、パース、メルボルン、クイーンズランド、カンタベリー、ヨハネスブルクに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額に係る改正規定は、平成二十三年八月一日から適用する。

#### 附 則

この訓令は、平成二十三年十一月一日から実施する。

#### 附 則

- 1 この訓令は、平成二十四年一月一日から実施する。ただし、別表第4の改正規定については、平成二十三年四月一日から適用する。
- 2 ニュー・デリー、ボンベイ、チェンナイ、コタキナバル、カンタベリー、リアド及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十三年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この訓令は、平成二十四年四月四日から実施し、平成二十四年四月一日から適用する。
- 2 ジャカルタ、バンドン、上海、蘇州、杭州、ウィーン、ベルリン及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十四年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この訓令は、平成二十四年八月八日から実施し、平成二十四年八月一日から適用する。

#### 附 則

この訓令は、平成二十四年九月十三日から実施し、平成二十四年四月一日から適用する。

#### 附 則

この訓令は、平成二十四年十一月一日から実施する。

#### 附 則

この訓令は、平成二十五年一月一日から実施する。

#### 附 則

- 1 この訓令は、平成二十五年四月十九日から実施し、平成二十五年四月一日から適用する。
- 2 ムンバイ及びカラチに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十五年

三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この訓令は、平成二十五年七月一日から実施する。ただし、ジャカルタ、バンドン、スラバヤ、シンガポール、コロンボ、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、イスラマバード、カラチ、ヤンゴン、マニラ、クアラルンプール、ジョホール、ペナン、コタキナバル、台北、台中、高雄、ワシントン、グアム、アトランタ、シャーロット、ローリー、サンフランシスコ、シアトル、シカゴ、クリーブランド、オハイオ西部、インディアナ、デトロイト、バトルクリーク、コロンバス、シンシナティ、中部テネシー、セントラルケンタッキー、イーストテネシー、ニューヨーク、ニュージャージー、プリンストン、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ヒューストン、ダラス、ポートランド、ボストン、ホノルル、マイアミ、ロサンゼルス、サンディエゴ、バンクーバー、トロント、ブエノスアイレス、カラカス、サン・ホセ、ポゴタ、サンチャゴ、リオ・デ・ジャネイロ、アスンシオン、リマ、メキシコ、アグアス・カリエンテス、グアダラハラ、ローマ、ミラノ、ウィーン、チューリッヒ、ジュネーブ、アムステルダム、ロッテルダム、ストックホルム、マドリッド、バルセロナ、モスクワ、ベルリン、デュッセルドルフ、ミュンヘン、ハンブルグ、フランクフルト、プラハ、ブラッセル、パリ、ワルシャワ、ロンドン、ダービー、シドニー、パース、メルボルン、クイーンズランド、カンタベリー、アブダビ、ドバイ、オマーン、バハレーン、イスタンブル及びヨハネスブルグに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額に係る改正規定は、平成二十五四月一日から適用する。

#### 附 則

この訓令は、平成二十六年三月一日から実施し、平成二十五年八月一日から適用する。

#### 附 則

- 1 この訓令は、平成二十六年四月一日から実施する。
- 2 ムンバイ、青島、大連、サンパウロ、リオ・デ・ジャネイロ及びマナウスに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成26年3月31日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この訓令は、平成二十六年八月一日から実施する。

#### 附 則

この訓令は、平成二十七年三月三十一日から実施し、平成二十四年一月一日から適用する。

#### 附 則

- 1 この訓令は、平成二十七年七月一日から実施する。ただし、プノンペンに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額及び住宅手当の月額の限度額に係る改正規定については、平成二十七年四月一日から適用する。
- 2 プノンペンに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十七年四月から同年六月までの期間に係る在勤基本手当の月額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）別表第3の規定にかかわらず、附則別表に定めるところによる。

3 ホーチミン、青島及びサンパウロに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員であって、平成二十七年六月三十日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住宅手当の月額に係る限度額については、新派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十七年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十七年十一月一日から実施する。

附 則

1 この訓令は、平成二十八年一月一日から実施する。

2 ニュー・デリー、ムンバイ、チェンナイ、ジャカルタ、バンドン、スラバヤ、プノンペン、ハノイ、ホーチミン、コロンボ、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、イスラマバード、カラチ、ダッカ、ヤンゴン、マニラ、クアラルンプール、ジョホール、ペナン、コタキナバル、台北、台中、高雄、ワシントン、グアム、アトランタ、シャーロット、ローリー、サンフランシスコ、シアトル、シカゴ、クリーブランド、オハイオ西部、インディアナ、デトロイト、バトルクリーク、コロンバス、シンシナティ、デンバー、中部テネシー、セントラルケンタッキー、イーストテネシー、ニューヨーク、ニュージャージー、プリンストン、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ヒューストン、ダラス、ポートランド、ボストン、ホノルル、マイアミ、オーランド、ロサンゼルス、サンディエゴ、バンクーバー、トロント、ブエノスアイレス、カラカス、グアテマラ、サン・ホセ、ボゴタ、サンチャゴ、パナマ、リオ・デ・ジャネイロ、マナウス、アスンシオン、リマ、メキシコ、アグアス・カリエンテス、グアダハラ、ローマ、ミラノ、ウィーン、チューリッヒ、ジュネーブ、アムステルダム、ロッテルダム、ストックホルム、マドリッド、バルセロナ、モスクワ、ベルリン、デュッセルドルフ、ミュンヘン、ハンブルグ、フランクフルト、ブダペスト、プラハ、ブラッセル、パリ、ワルシャワ、ブカレスト、ロンドン、ダービー、シドニー、メルボルン、クイーンズランド、カンタベリー、アブダビ、ドバイ、オマーン、ドーハ、リヤド、ジェッダ、バハレーン、イスタンブル、ナイロビ、ヨハネスブルグ、ダルエスサラームに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十八年一月から同年三月までの期間に係る在勤基本手当の月額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第3の規定にかかわらず、附則別表に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十八年七月一日から実施し、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十八年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十八年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十九年七月十日から実施し、平成二十九年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十九年八月七日から実施する。

附 則

この訓令は、平成三十年一月九日から実施する。



別表第3

在勤基本手当支給額（月額）

地域	勤務する在外教育施設のある所在地	級								別	
		校長	教頭	1級	2級	3級	4級	5級	6級		7級
777	ニューヨーク	537,800	482,500	427,300	397,800	368,400	338,900	316,800	294,700	272,600	250,500
	ロンドン	554,800	497,800	440,800	410,400	380,000	349,600	326,800	304,000	281,200	258,400
	フィリピン	546,000	489,900	433,800	403,900	374,000	344,100	321,600	299,200	276,800	254,300
	シンガポール	420,500	377,300	334,100	311,000	288,000	265,000	247,700	230,400	213,100	195,900
	インド	420,500	377,300	334,100	311,000	288,000	265,000	247,700	230,400	213,100	195,900
	ジャバ	446,200	400,400	354,600	330,100	308,000	281,200	262,900	244,500	226,200	207,900
	アムステルダム	480,200	430,900	381,600	355,200	328,900	302,600	282,600	263,000	243,400	223,700
	パリ	428,700	384,700	340,600	317,100	293,600	270,200	252,500	234,900	217,300	199,700
	ロンドン	425,400	381,700	338,000	314,700	291,400	268,100	250,600	233,100	215,600	198,200
	ニューヨーク	514,800	461,900	409,000	380,800	352,600	324,400	303,200	282,100	260,900	239,800
	ロンドン	451,200	404,800	358,500	333,800	309,000	284,300	265,800	247,200	228,700	210,200
	ニューヨーク	435,300	390,600	345,800	322,000	298,100	274,300	256,400	238,500	220,600	202,800
	ロンドン	435,300	390,600	345,800	322,000	298,100	274,300	256,400	238,500	220,600	202,800
	ロンドン	531,700	477,100	423,500	393,400	364,200	335,100	313,200	291,400	269,500	247,700
	ロンドン	493,900	443,200	392,400	365,400	338,300	311,300	291,000	270,700	250,400	230,100
	北京	614,500	551,400	488,300	454,600	420,900	387,200	362,000	336,700	311,500	286,200
	天津	614,500	551,400	488,300	454,600	420,900	387,200	362,000	336,700	311,500	286,200
	青島	523,500	469,700	416,000	387,300	358,600	329,900	308,400	286,900	265,400	243,900
	上海	599,700	538,100	476,500	443,600	410,800	377,900	353,300	328,600	304,000	279,300
	蘇州	599,700	538,100	476,500	443,600	410,800	377,900	353,300	328,600	304,000	279,300
	杭州	558,100	500,700	443,400	412,800	382,200	351,700	328,700	305,800	282,900	259,900
	漢口	637,000	571,600	506,100	471,200	436,300	401,400	375,500	349,600	323,700	297,800
	大連	526,300	472,200	418,100	389,300	360,500	331,700	308,700	285,800	262,900	239,900
	香港	558,100	500,700	443,400	412,800	382,200	351,700	328,700	305,800	282,900	259,900
	台北	637,000	571,600	506,100	471,200	436,300	401,400	375,500	349,600	323,700	297,800
	台中	652,900	585,800	518,700	483,000	447,200	411,400	384,600	357,800	330,900	304,100
	高雄	630,400	565,600	500,900	466,300	431,600	397,300	371,400	345,500	319,500	293,600
	台北	644,700	578,400	512,200	476,900	441,600	406,200	379,800	353,300	326,800	300,300
	台中	499,400	448,100	396,800	369,400	342,100	314,700	294,200	273,700	253,100	232,600
	高雄	432,500	388,100	343,700	320,000	295,300	272,600	254,900	237,000	219,300	201,500
	台北	406,800	365,000	323,200	300,900	278,600	256,300	239,000	222,900	206,200	189,500
	台中	406,800	365,000	323,200	300,900	278,600	256,300	239,000	222,900	206,200	189,500
	高雄	391,400	351,200	311,000	289,600	268,100	246,700	230,600	214,500	198,400	182,300
	台北	406,800	365,000	323,200	300,900	278,600	256,300	239,000	222,900	206,200	189,500
	台中	637,000	571,600	506,100	471,200	436,300	401,400	375,500	349,600	323,700	297,800
	高雄	637,000	571,600	506,100	471,200	436,300	401,400	375,500	349,600	323,700	297,800
	台北	548,200	491,900	435,600	405,500	375,500	345,500	322,900	300,400	277,900	255,300
	台中	488,400	438,900	388,100	361,300	334,600	307,800	287,700	267,700	247,600	227,500
	台北	508,200	456,000	403,800	375,900	348,100	320,200	299,400	278,500	257,500	236,700
	台中	508,200	456,000	403,800	375,900	348,100	320,200	299,400	278,500	257,500	236,700
	台北	554,800	497,800	440,800	410,400	380,000	349,600	326,800	304,000	281,200	258,400
	台中	509,800	457,400	405,100	377,100	349,200	321,300	300,300	279,400	258,400	237,500
	台北	540,000	484,500	429,000	399,400	369,900	340,300	318,100	295,900	273,700	251,500
	台中	492,300	441,700	391,100	364,200	337,200	310,200	290,000	269,800	249,500	229,300

(単位：円)

※在勤基本手当支給額（月額）は、不定期に改訂されるため参考資料となります。





512,000	459,400	406,800	378,800	350,700	322,700	301,600	280,600	259,500	238,500
499,400	448,100	396,800	369,400	342,100	314,700	294,200	273,700	253,100	232,600
491,200	440,700	390,300	363,400	336,400	309,500	289,300	269,200	249,000	228,800
490,100	439,700	389,400	362,500	335,700	308,800	288,700	268,600	248,400	228,300
493,400	442,700	392,000	365,000	337,900	310,900	290,600	270,400	250,100	229,800
492,800	442,200	391,600	364,600	337,600	310,600	290,300	270,100	249,800	229,500
424,300	380,700	337,100	313,900	290,600	267,400	250,000	232,500	215,100	197,700
463,800	416,100	368,500	343,100	317,700	292,300	274,100	254,100	235,100	216,000
514,800	461,800	408,000	380,800	352,600	324,400	303,200	282,100	260,900	239,800
501,100	449,600	398,100	370,700	343,200	315,700	295,200	274,600	254,000	233,400
416,100	373,300	330,600	307,800	285,000	262,200	245,100	228,000	210,900	193,800
424,900	381,200	337,600	314,300	291,000	267,700	250,300	232,800	215,400	197,900
532,800	478,100	423,400	394,200	365,000	335,800	313,900	292,000	270,100	248,200
500,500	449,100	397,700	370,200	342,800	315,400	294,800	274,300	253,700	233,100
495,000	444,200	393,300	365,200	339,100	311,900	291,600	271,000	250,600	230,300
494,500	443,700	392,900	365,800	338,700	311,600	291,300	270,700	250,000	229,500
490,600	440,200	389,800	362,900	336,100	309,200	289,000	268,900	248,700	228,500
509,800	457,400	405,100	377,100	349,200	321,300	300,300	279,400	258,400	237,600
553,900	479,100	424,200	395,000	365,700	336,500	314,500	292,600	270,700	248,700
557,000	499,700	442,500	412,000	381,500	351,000	328,100	305,200	282,300	259,400
677,600	607,900	538,300	501,200	464,100	427,000	399,100	371,300	343,400	315,600
499,000	438,800	388,500	363,600	335,200	308,200	288,100	268,000	247,900	227,800
518,600	465,300	412,000	383,600	355,200	326,800	305,500	284,200	262,900	241,600
656,700	589,300	521,800	485,800	449,800	413,800	386,900	359,900	332,900	305,900
586,000	525,800	465,600	433,500	401,400	369,300	345,200	321,100	297,000	273,000
526,800	472,700	418,600	389,700	360,800	332,000	310,300	288,700	267,000	245,400
430,300	386,100	341,900	318,300	294,800	271,200	253,500	235,800	218,100	200,500
432,500	388,100	343,700	320,000	296,300	272,600	254,800	237,000	219,300	201,500
574,500	515,500	456,500	425,000	393,500	362,000	338,400	314,800	291,200	267,600
484,500	434,800	385,000	358,500	331,900	305,400	285,500	265,600	245,600	225,700
593,700	532,700	471,700	439,200	406,700	374,100	349,700	325,300	300,900	276,500

1. 級別の額の適用は、次の基準によるものとする。

第3条の規定により文部科学大臣から校長の委嘱を受けた者  
 校長 第3条の規定により文部科学大臣から教頭の委嘱を受けた者  
 教頭 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者  
 1級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者  
 2級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者  
 3級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者  
 4級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者  
 5級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者  
 6級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者  
 7級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者  
 8級 第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた者

別表第4

## 住居手当に係る限度額(月額)

地域	勤務する在外教育施設の所在地	単位	級 別		
			1 級	2 級	3 級
アジア	ニ ュ ー デ リ ー	インド・ルピー	132,680	117,938	103,195
	ム ン バ イ	インド・ルピー	184,858	164,318	143,778
	チ エ ン ナ イ	インド・ルピー	105,393	93,683	81,972
	ジ ャ カ ル タ	米・ドル	2,500	2,222	1,944
	バ ン ド ン	米・ドル	2,500	2,222	1,944
	ス ラ バ ヤ	米・ドル	1,693	1,505	1,317
	プ ノ ン ベ ン	米・ドル	3,050	2,711	2,372
	ハ ノ イ	米・ドル	3,134	2,786	2,438
	ホ ー チ ミ ン	米・ドル	3,120	2,773	2,426
	シ ン ガ ポ ー ル	シンガポール・ドル	5,416	4,815	4,213
	コ ロ ン ボ	米・ドル	1,357	1,206	1,055
	バ ン コ ク	タイ・バーツ	72,915	64,813	56,712
	シ ラ チ ヤ	タイ・バーツ	72,915	64,813	56,712
	ソ ウ ル	ウォン	2,572,319	2,285,506	2,000,693
	釜 山	ウォン	1,509,184	1,341,497	1,173,810
	北 京	米・ドル	3,619	3,217	2,815
	天 津	米・ドル	3,619	3,217	2,815
	青 島	米・ドル	2,015	1,791	1,567
	上 海	米・ドル	3,280	2,916	2,551
	蘇 州	米・ドル	3,280	2,916	2,551
	杭 州	米・ドル	3,280	2,916	2,551
	広 州	米・ドル	3,102	2,757	2,413
	深 セ ン	米・ドル	3,102	2,757	2,413
	大 連	米・ドル	2,935	2,609	2,283
	香 港	香港ドル	38,116	33,881	29,646
	イ ス ラ マ バ ー ド	米・ドル	2,111	1,877	1,642
	カ ラ チ	米・ドル	1,638	1,456	1,274
	ダ ッ カ	米・ドル	1,449	1,288	1,127
	ヤ ン ゴ ン	米・ドル	4,246	3,774	3,302
	マ ニ ラ	米・ドル	2,000	1,778	1,556
	ク ア ラ ル ン プ ー ル	マレーシア・リンギ	4,361	3,876	3,392
	ジ ヨ ホ ー ル	マレーシア・リンギ	4,361	3,876	3,392
	ペ ナ ン	マレーシア・リンギ	3,226	2,868	2,509
	コ タ キ ナ バ ル	マレーシア・リンギ	4,361	3,876	3,392
台 北	米・ドル	1,798	1,598	1,398	
台 中	米・ドル	1,798	1,598	1,398	
高 雄	米・ドル	1,798	1,598	1,398	
北米	ワ シ ン ト ン	米・ドル	2,141	1,903	1,665
	グ ア ム	米・ドル	1,851	1,645	1,440
	ア ト ラ ン タ	米・ドル	1,660	1,475	1,291
	ロ ー リ ー	米・ドル	1,660	1,475	1,291
	サ ン フ ラ ン シ ス コ	米・ドル	2,848	2,532	2,215
	シ ア ト ル	米・ドル	1,539	1,368	1,197
	シ カ ゴ	米・ドル	1,972	1,752	1,533
	オ ハ イ オ 西 部	米・ドル	1,702	1,513	1,324
	イ ン デ イ ア ナ	米・ドル	1,972	1,752	1,533
	デ ト ロ イ ト	米・ドル	1,702	1,513	1,324
	コ ロ ン バ ス	米・ドル	1,702	1,513	1,324
	シ ン シ ナ テ イ	米・ドル	1,702	1,513	1,324
	デ ン バ ー	米・ドル	1,638	1,456	1,274
	中 部 テ ネ シ ー	米・ドル	1,536	1,365	1,195
	セントラルケンタッキー	米・ドル	1,536	1,365	1,195

	イーストテネシー	米・ドル	1,536	1,365	1,195	
	ニューヨーク	米・ドル	3,795	3,374	2,952	
	ニュージャージー	米・ドル	3,795	3,374	2,952	
	プリンストン	米・ドル	3,795	3,374	2,952	
	フィラデルフィア	米・ドル	3,795	3,374	2,952	
	ヒューストン	米・ドル	1,601	1,423	1,245	
	ダラス	米・ドル	1,601	1,423	1,245	
	ポートランド	米・ドル	1,539	1,368	1,197	
	ボストン	米・ドル	2,451	2,179	1,906	
	ホノルル	米・ドル	1,970	1,751	1,532	
	マイアミ	米・ドル	1,957	1,749	1,530	
	オーランド	米・ドル	1,957	1,749	1,530	
	ロサンゼルス	米・ドル	2,087	1,855	1,623	
	サンディエゴ	米・ドル	2,087	1,855	1,623	
	バンクーバー	カナダ・ドル	2,069	1,839	1,609	
	トロント	カナダ・ドル	1,651	1,468	1,284	
中南米	ブエノスアイレス	米・ドル	2,326	2,068	1,809	
	カラカス	米・ドル	2,416	2,147	1,879	
	グアテマラ	米・ドル	1,168	1,038	908	
	サンホセ	米・ドル	1,212	1,077	943	
	ボゴタ	米・ドル	1,498	1,331	1,165	
	サンティアゴ	米・ドル	1,333	1,184	1,036	
	バナマ	米・ドル	1,708	1,518	1,328	
	サンパウロ	米・ドル	2,037	1,811	1,584	
	リオデジャネイロ	米・ドル	2,192	1,948	1,704	
	マナウス	米・ドル	922	820	717	
	アスンシオン	米・ドル	1,395	1,240	1,085	
	リマ	米・ドル	1,560	1,387	1,214	
	メキシコ	米・ドル	1,976	1,756	1,537	
	アグアスカリエンテス	米・ドル	1,553	1,380	1,207	
	グアダハラハラ	米・ドル	1,553	1,380	1,207	
	グアナフアト	米・ドル	1,553	1,380	1,207	
	欧州	ローマ	ユーロ	1,402	1,247	1,091
		ミラノ	ユーロ	1,524	1,354	1,185
		ウィーン	ユーロ	1,429	1,271	1,112
		チューリッヒ	スイス・フラン	2,816	2,503	2,190
ジュネーブ		スイス・フラン	2,816	2,503	2,190	
アムステルダム		ユーロ	1,492	1,326	1,161	
ロッテルダム		ユーロ	1,492	1,326	1,161	
ストックホルム		スウェーデン・クローナ	14,742	13,104	11,466	
マドリッド		ユーロ	1,489	1,323	1,158	
バルセロナ		ユーロ	1,622	1,441	1,261	
モスクワ		米・ドル	4,330	3,848	3,367	
ベルリン		ユーロ	1,475	1,311	1,147	
デュッセルドルフ		ユーロ	1,282	1,139	997	
ハンブルグ		ユーロ	1,299	1,155	1,011	
フランクフルト		ユーロ	1,537	1,366	1,195	
ミュンヘン		ユーロ	1,590	1,413	1,237	
ブダペスト		ユーロ	1,548	1,376	1,204	
ブラハ		チェコ・コルナ	31,695	28,173	24,651	
ブリュッセル		ユーロ	1,604	1,426	1,248	
パリ		ユーロ	2,008	1,785	1,562	
ワルシャワ		ユーロ	1,747	1,553	1,359	
ブカレスト		ユーロ	1,448	1,287	1,126	
ロンドン		スターリング・ポンド	1,936	1,721	1,506	

大洋州	シ	ド	ニ	ー	オーストラリア・ドル	3,231	2,872	2,513		
	バ			ス	オーストラリア・ドル	2,253	2,002	1,752		
	メ	ル	ボ	ル	ン	オーストラリア・ドル	2,424	2,154	1,885	
	ク	イ	ーン	ズ	ラ	ンド	オーストラリア・ドル	1,959	1,742	1,524
	カ	ン	タ	ベ	リ	ー	ニュージーランド・ドル	2,104	1,870	1,637
中東	ア	ブ	ダ	ビ	ディルハム	16,252	14,446	12,640		
	ド		バ		イ	ディルハム	12,300	10,933	9,567	
	テ	ヘ		ラ	ン	ユーロ	2,319	2,061	1,804	
	オ	マ		ー	ン	米・ドル	2,770	2,463	2,155	
	ド		ー		ハ	米・ドル	3,309	2,941	2,574	
	リ		ヤ		ド	サウジアラビア・リヤール	12,307	10,940	9,572	
	ジ		ン		ダ	サウジアラビア・リヤール	13,004	11,559	10,114	
	バ	ハ	レ		ン	米・ドル	3,227	2,868	2,510	
	イ	ス	タ	ン	ブル	米・ドル	2,427	2,158	1,888	
アフリカ	カ		イ		ロ	米・ドル	1,799	1,599	1,399	
	ナ		イ		ロ	ビ	米・ドル	1,725	1,534	1,342
	ヨ	ハ	ネ	ス	ブル	グ	米・ドル	1,286	1,143	1,000
	ダ	ル	エ	ス	サラ	ーム	米・ドル	3,079	2,737	2,395

- 1 級別の欄の級の適用は、次の基準によるものとする。
- 1級 別表第3の級別の欄の校長、教頭、1級及び2級の適用を受ける者
  - 2級 別表第3の級別の欄の3級及び4級の適用を受ける者
  - 3級 別表第3の級別の欄の5級から8級までの適用を受ける者

別表第5 健康管理手当支給額

配偶者の有無	金額
配偶者のある場合	60,000円
配偶者のない場合	30,000円

別表第6 不健康地健康管理手当の基本額

在外教育施設名	単位	基本額
ダハダヤン	米・ドル	2,437
エルノッ	米・ドル	1,061
スライ	米・ドル	1,441
サカ	米・ドル	1,471
ラカ	米・ドル	1,016
一日本	米・ドル	1,289
ム人	米・ドル	1,092
補習	米・ドル	1,513
習業	米・ドル	1,014
授業	米・ドル	823
校	米・ドル	1,402
校	米・ドル	1,356
校	米・ドル	1,444
校	米・ドル	1,846
校	米・ドル	1,322
校	米・ドル	1,501
校	米・ドル	2,120
校	米・ドル	871
校	米・ドル	2,102
校	米・ドル	1,951
校	米・ドル	2,886

別表第7 高地手当の基本額

在 外 教 育 施 設 名	単 位	基 本 額
ボ ゴ タ日本人学校	米・ドル	4 1 0
日本メキシコ学院日本コース	米・ドル	2 4 6

## 在外教育施設派遣教員選考実施要項

文部省教育助成局長裁定	
制定昭和59年	7月17日
改正昭和63年	4月25日
改正平成2年	5月14日
改正平成3年	4月11日
改正平成4年	4月21日
改正平成7年	4月19日
改正平成8年	4月10日
改正平成11年	4月23日
改正平成12年	2月18日
改正平成13年	1月6日
改正平成20年	4月25日
改正平成23年	3月31日
改正平成24年	3月27日
改正平成26年	4月1日
改正平成27年	3月12日
改正平成28年	2月26日
改正平成30年	3月19日

### 1 趣 旨

この要項は、在外教育施設教員派遣規則（昭和56年文部省訓令第27号）第3条の規定に基づき、在外教育施設に派遣される派遣教員の選考の方法について、定めるものとする。

### 2 派遣教員の資格

派遣教員は、次の(1)から(3)の一に該当し、かつ(4)から(7)までの各条件を満たしている者でなければならない。

(1) 校長として派遣される者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 現に義務教育諸学校の校長として勤務し、学校運営上の業績があると認められる者

イ 現に義務教育諸学校の副校長又は教頭として勤務し、学校運営上の業績があり、派遣時に義務教育諸学校の副校長又は教頭として2年以上の経験を有し、かつ、校長としての能力があると認められる者

ウ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ校長としての能力があると認められる者

エ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に定める校長の資格を有する者で、文部科学省初等中等教育局長が適当と認める者

(2) 教頭として派遣される者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 現に義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の教頭又は副校長として勤務し、小学校又は中学校の教員普通免許状を有し、勤務成績が優秀な者

イ 現に義務教育諸学校の主幹教諭又は指導教諭として勤務し、勤務成績が優秀であり、派遣時に義務教育諸学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭として通算で15年以上の経験を有し、かつ教頭としての能力があると認められる者

ウ 現に義務教育諸学校の教諭として勤務し、教務主任等として学校運営上優れた能力があり、派遣時に義務教育諸学校の教諭として15年以上の経験を有し、かつ教頭としての能力があると認められる者

エ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ教頭としての能力があると認められる者

(3) 教諭として派遣される者にあつては、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 現に義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の教諭として勤務し、小学校又は中学校の教員普通免許状を有し、勤務成績が優秀であり、派遣時に義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の教諭経験、若しくは助教諭又は講師（常時勤務の者に限る。）としての経験を3年以上有する者

イ 現に教育委員会等で指導主事として勤務し、勤務成績が優秀であり、義務教育諸学校の教諭として優れた資質を有する者

(4) 校長、教頭に昇格して派遣される者にあつては、帰国後も引き続き同等に処遇される者であること。



- (5) 海外子女教育について深い理解と熱意を有すること。
- (6) 現地各国の厳しい生活環境、教育条件からくる困難な状況においても、忍耐強く同僚と協調して、職責を遂行する堅固な意志と気力を有すること。
- (7) 同伴家族とも、心身ともに健康であり、よく周囲と協調して、長期間の海外勤務生活に耐えることができること。

### 3 所属機関の長の推薦

所属機関の長（国立大学法人の附属学校教員等にあつては学長、公立学校教員等にあつては都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会の教育長、私立学校教員等にあつては学校長をいう。以下同じ。）は、面接等による選考のうえ派遣教員として適当と認める者を、文部科学省初等中等教育局長に推薦する。

### 4 派遣教員選考調査表等

所属機関の長は前項の推薦をする場合、別紙様式による在外教育施設派遣教員推薦書及び在外教育施設派遣教員選考調査表を添付するものとする。

### 5 派遣教員の選考

文部科学省は、所属機関の長から推薦された者について、書類審査及び面接による選考試験を行う。

### 6 派遣教員候補登録者等の決定

#### (1) 管理職候補登録者

文部科学省は、上記5に定める選考試験を受けた管理職（本要項においては校長及び教頭をいう。以下同じ。）として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（管理職）候補登録者を決定し、在外教育施設派遣教員（管理職）候補登録者名簿（以下「管理職候補登録者名簿」という。）に登録するとともに、その旨を所属機関の長に通知するものとする。

管理職候補登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする。

#### (2) 管理職候補者

文部科学省は、(1)の定めによるほか、上記5に定める選考試験を受けた管理職として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（管理職）候補者を決定し、在外教育施設派遣教員（管理職）候補者名簿（以下「管理職候補者名簿」という。）に記載する。

管理職候補者名簿の有効期間は、作成後1年間とする。

#### (3) 教諭候補登録者

文部科学省は、上記5に定める選考試験を受けた教諭として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（教諭）候補登録者を決定し、在外教育施設派遣教員（教諭）候補登録者名簿（以下「教諭候補登録者名簿」という。）に登録するとともに、その旨を所属機関の長に通知するものとする。

教諭候補登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする。

#### (4) 教諭候補者

文部科学省は、(3)の定めによるほか、上記5に定める選考試験を受けた教諭として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員（教諭）候補者を決定し、在外教育施設派遣教員（教諭）候補者名簿（以下「教諭候補者名簿」という。）に記載する。

教諭候補者名簿の有効期間は、作成後1年間とする。

### 7 派遣教員の決定

#### (1) 管理職

① 文部科学省は、管理職候補登録者名簿及び管理職候補者名簿に記載された者の中から、教育職員免許状の種類、教科、年齢、性別その他の要件を考慮して、派遣教員内定者を決定し、これらの者を対象に、初等中等教育局長が別に定める派遣前研修を行う。

② 派遣教員内定者を決定するに当たっては、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。

③ 文部科学省は、①の研修を修了した派遣教員内定者の中から派遣教員を決定し、所属機関の長に通知するものとする。なお、②において得た承諾と異なる決定を行おうとする場合は、改めて所属機関の長に照会し、その承諾を得るものとする。

#### (2) 教諭

① 文部科学省は、教諭候補登録者名簿及び教諭候補者名簿に記載された者の中から、教育職員免許状の種類、教科、年齢、性別その他の要件を考慮して、派遣教員内定者を決定し、これらの者を対象に、初等中等教育局長が別に定める派遣前研修を行う。

② 派遣教員内定者を決定するに当たっては、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。

③ 文部科学省は、①の研修を修了した派遣教員内定者の中から派遣教員を決定し、所属機関の長に通知するものとする。なお、②において得た承諾と異なる決定を行おうとする場合は、改めて所属機関の長に照会し、その承諾を得るものとする。

#### 8 その他

(1) 文部科学省は、派遣教員候補登録者等又は派遣教員（以下「派遣教員及び登録者等」という。）を決定した後、特別の事情が生じた場合は、上記5、6及び7に定める手続きすべてによることなく、初等中等教育局長が派遣教員及び登録者等として適当と認める者を派遣教員及び登録者等として決定することができるものとする。なお、この場合にあっても、派遣教員及び登録者等を決定するに当たっては、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。

(2) 文部科学省は、所属機関の長から推薦された者について、派遣教員として適当と認められない事情が生じた場合、初等中等教育局長が上記6及び7の定めによる派遣教員及び登録者等の決定を取り消すことができるものとする。なお、この場合にあっても、あらかじめ所属機関の長の承諾を得るものとする。

## 在外教育施設派遣教員委託費交付要綱

平成15年4月1日  
文部科学大臣決定  
改正平成23年4月1日  
改正平成28年4月1日  
改正平成29年4月1日

### (通 則)

第1条 在外教育施設派遣教員委託費（以下「委託費」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この委託費は、在外教育施設における教員の確保及び長期研修に係る経費を都道府県及び指定都市に交付することにより、在外教育施設における教育指導の充実を図るとともに、海外における教育実践を通じて派遣教員の資質の向上を図り、もって海外子女教育の推進及び我が国教育の国際化の進展に寄与することを目的とする。

### (交付の対象及び交付額)

第3条 文部科学大臣は、都道府県及び指定都市に対し、次に掲げる経費について、予算の範囲内で別に定める 基準により算定した金額を交付する。

- (1) 公立学校教員に係る派遣教員経費（給与支給額のうち別に定める委託費対象経費）
- (2) 私立学校教員に係る派遣教員経費（給与支給額のうち別に定める委託費対象経費）

### (申請手続)

第4条 都道府県及び指定都市は、前条の規定に基づく経費の交付を受けようとするときは、様式第1による申請書を所定の期日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

### (交付決定の通知)

第5条 文部科学大臣は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、派遣教員経費を決定し、様式第2による交付決定通知書を都道府県及び指定都市に交付するものとする。

### (申請の取下げ)

第6条 都道府県及び指定都市は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、委託費交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

### (委託費の支払)

第7条 委託費の支払は、原則として、第10条の規定により、交付すべき委託費の額を確定した後に行うものとする。ただし、都道府県及び指定都市からの要求により、必要があると認めた場合は、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い、整った場合に限り、委託費の全部又は一部について概算払をすることができる。

### (交付決定の変更)

第8条 都道府県及び指定都市は、第5条の規定による決定後において、次のいずれかの理由（決定時において確定していた事由を除く。）が生じたときは、様式第3及び様式第4による変更申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- (1) 新たに在外教育施設に教員を派遣する場合
- (2) 文部科学大臣が在外教育施設派遣教員として委嘱した教員が、委嘱を解かれた場合
- (3) 在外教育施設に派遣した教員が公立学校教員の身分を失う場合又は私立学校教員の身分を失

う場合

(4) その他交付決定の変更を受ける必要が発生した場合

2 文部科学大臣は、前項の変更申請書が提出された場合において必要に応じ決定の内容を変更することがある。

(実績報告書)

第9条 都道府県及び指定都市は、様式第5による実績報告書を翌年度の4月10日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

(委託費の額の確定)

第10条 文部科学大臣は前条の規定による実績報告書の審査等を行い、その報告の内容が委託費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき委託費の額を確定し都道府県及び指定都市に通知するものとする。

2 前項の確定額は、前条の規定による派遣教員経費の実績額と第5条の規定により決定した額のいずれか低い額とする。

3 文部科学大臣は、第1項の規定に基づき額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、その超える部分の委託費の返還を命ずる。

4 前項の委託費の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて計算した金額を利息として支払しなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 文部科学大臣は、次の各号に掲げる場合には、第5条の決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県及び指定都市がこの要綱又はこれに基づく文部科学大臣の決定若しくは指示に違反した場合

(2) 第5条の決定後に特別の事情の変更が生じた場合

2 文部科学大臣は、前項の取消し又は変更を行った場合には、期限を付して、既に交付した委託費の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第2項に基づく返還金に利息を付すことができる。利息については、返還金にかかる委託費を受領した日(第7条により委託費を概算払した場合は、都道府県及び指定都市が実績報告書を提出した日)の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利5%の割合により計算した額とする。

(学校法人に対する交付)

第12条 委託費の交付を受けた都道府県は、交付を受けた額のうち、第3条第2号に規定する経費を学校法人に速やかに交付するものとする。

2 委託費の交付を受けた都道府県は学校法人に委託費を交付するときは、第6条から第11条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則  
この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は平成29年4月1日から施行する

様式第1

第 号  
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

県（都道府）知事・指定都市市長 印

平成 年度在外教育施設派遣教員委託費交付申請書

在外教育施設派遣教員委託費交付要綱第4条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

交付申請額 千円

<派遣教員内訳>

派遣教員氏名	派遣先学校名	委嘱期間 (当該年度分)	委嘱期間中の 国内の職名	経験年数
(都道府県・指定都市)		月		年月
(学校法人)				

添付資料

- 1 様式第1別紙による派遣教員経験年数算定表
- 2 経験年数算定の基礎とした都道府県及び指定都市の条例・規則等

様式第2

平成 年度在外教育施設派遣教員委託費交付決定通知書

都道府県・指定都市名

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度在外教育施設派遣教員委託費については、在外教育施設派遣教員委託費交付要綱第3条の規定により次のとおり決定したので、同交付要綱第5条の規定により通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣

- 1 この委託費の交付の対象となる派遣教員は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度在外教育施設派遣教員委託費交付申請書記載のとおりとする。
- 2 委託費の額は、次のとおりとする。

委託費の額 円  
内訳 [ 都道府県及び指定都市に係る派遣教員経費 円  
学校法人に係る派遣教員経費 円

学校法人名	交付額

- 3 都道府県及び指定都市に係る派遣教員に対しては、教育公務員特例法第20条第3項に基づく長期研修出張の扱いにしなければならない。
- 4 学校法人に係る派遣教員に対しては、3に準じた取扱いにしなければならない。
- 5 交付を受けた都道府県及び指定都市は、交付要綱に従わなければならない。

第 号  
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

県（都道府）知事・指定都市市長 印

平成 年度在外教育施設派遣教員委託費交付変更申請書

在外教育施設派遣教員委託費交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

当初決定額	千円	
内訳	[ 都道府県及び指定都市に係る派遣教員経費	千円 ]
	[ 学校法人に係る派遣教員経費	千円 ]
変更に係る額	千円	
内訳	[ 都道府県及び指定都市に係る派遣教員経費	千円 ]
	[ 学校法人に係る派遣教員経費	千円 ]
合計	千円	
内訳	[ 都道府県及び指定都市に係る派遣教員経費	千円 ]
	[ 学校法人に係る派遣教員経費	千円 ]

<変更に係る派遣教員内訳>

派遣教員氏名	派遣先学校名	変更前の 委嘱期間等	変更後の 委嘱期間等	委嘱期間中の 国内の職名	経験年数
(都道府県・指定 都市又は学校法 人の別)		月	月		年 月

様式第4

第 号  
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

県（都道府）知事・指定都市市長 印

平成 年度在外教育施設派遣教員委託費決定内容変更申請書

在外教育施設派遣教員委託費交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

派遣教員氏名	派遣先学校名	変更の内容	
		変更後	変更前
(都道府県・指定 都市又は学校の 人の別)			



文部科学大臣 殿

県（都道府）知事・指定都市市長 印

平成 年度在外教育施設派遣教員委託費に係る実績報告書

在外教育施設派遣教員委託費交付要綱第9条の規定に基づき実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 委託費交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 給与支給総額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 派遣教員経費総額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 概算払による受領済委託費 \_\_\_\_\_ 円

5 派遣事業実績内訳

派遣教員氏名	派遣先学校名	委嘱期間中の 国内の職名	委嘱期間 (当該年度分)	給与支給額	派遣教員 経費
( 都道府県・指定 都市又は学校法 人の別 )			⋮		
計 人 ( 人 )					

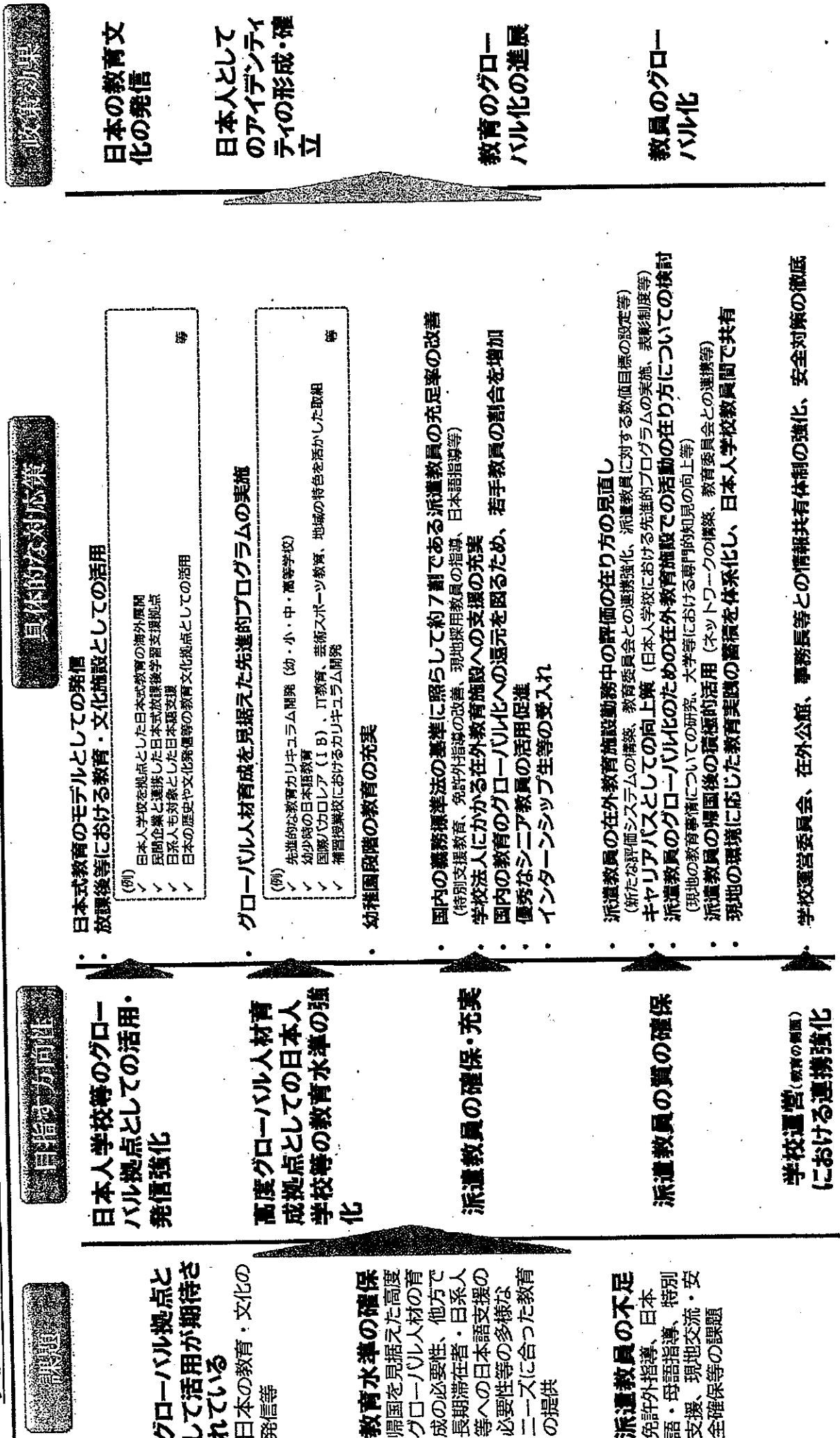
( ) は派遣前研修者数で内数

※ 給与支給額・派遣教員経費の派遣教員別費目内訳の別表及び給与支給額を証明できる書類を添付すること

# 在外教育施設グローバル人材育成強化戦略

文部科学省

海外に在住する日本人の子供たちが約8万人となった今、在外教育施設における課題と対応策を総合的に検討し、グローバル人材育成強化に戦略的に取り組む。



## 戦略的対応策

## 具体的な対応策

## 総合的対応策

**グローバル拠点として活用が期待されている**  
日本の教育・文化の発信等

**日本人学校等のグローバル拠点としての活用・発信強化**

**高度グローバル人材育成拠点としての日本人学校等の教育水準の強化**

**教育水準の確保**  
帰国を見据えた高度グローバル人材の育成の必要性、他方で長期滞在者・日系人等への日本語支援の必要性等の多様なニーズに合った教育の提供

**派遣教員の確保・充実**

**派遣教員の不足**  
免許外指導、日本語・母語指導、特別支援、現地交流・安全確保等の課題

**派遣教員の質の確保**

**学校運営(教育の質)における連携強化**

日本式教育のモデルとしての発信  
放課後等における教育・文化施設としての活用

- (例)
- ✓ 日本人学校を拠点とした日本式教育の海外展開
  - ✓ 民間企業と連携した日本式放課後学習支援拠点
  - ✓ 日系人も対象とした日本語支援
  - ✓ 日本の歴史や文化発信等の教育文化拠点としての活用

グローバル人材育成を見据えた先進的プログラムの実施

- (例)
- ✓ 先進的な教育カリキュラム開発 (幼・小・中・高等学校)
  - ✓ 幼少時の日本語教育
  - ✓ 国際バカロレア (IB)、IT教育、芸術スポーツ教育、地域の特色を活かした取組
  - ✓ 補習授業校におけるカリキュラム開発

幼稚園段階の教育の充実

- 国内の職務標準法の基準に照らして約7割である派遣教員の充足率の改善 (特別支援教育、免許外指導の改善、現地採用教員の指導、日本語指導等)
- 学校法人にかかるとして在外教育施設への支援の充実
- 国内の教育のグローバル化への還元を図るため、若手教員の割合を増加
- 優秀なシニア教員の活用促進
- インターンシップ生等の受け入れ

- 派遣教員の在外教育施設勤務中の評価の在り方の見直し (新たな評価システムの構築、教育委員会との連携強化、派遣教員に対する数値目標の設定等)
- キヤリアパスとしての向上策 (日本人学校における先進的プログラムの実施、表彰制度等)
- 派遣教員のグローバル化のための在外教育施設での活動の在り方についての検討 (現地の教育事情についての研究、大学等における専門的知見の向上等)
- 派遣教員の帰国後の積極的活用 (ネットワークの構築、教育委員会との連携等)
- 現地の環境に応じた教育実践の蓄積を体系化し、日本人学校教員間で共有

学校運営委員会、在外公館、事務長等との情報共有体制の強化、安全対策の徹底

日本の教育文化の発信

日本人として  
のアイデンティ  
ティの形成・確  
立

教育のグロー  
バル化の進展

教員のグロー  
バル化



派遣前



派遣中



派遣後

【現状・課題】

- ・教育委員会からの推薦数減(教育委員会としての推薦メリットが少ない)
- ・平成19年度から退職教師を派遣する「シニア枠」を創設(平成29年度は229名/1,255名)
- ・平成29年度応募から「姉妹都市交流枠」を創設

【現状・課題】

- ・派遣中の教師評価の改善(平成29年度から評価指標の細分化(3→5段階評価)等の様式改訂)
- ・平成29年度から特色あるプログラムを開発する「高度グローバル人材育成拠点事業」開始



【現状・課題】

- ・帰国教師を面接選考試験官や研修講師、巡回指導員等として活用
- ・都道府県毎に企画される帰国教師報告会や国際理解教育研修などの講師として活躍
- ・帰国後の人事配置や評価への活用不十分



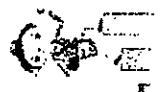
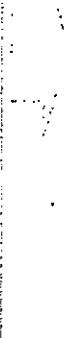
**戦略的な人材確保・人事配置(案)**

- ✓ 小学校教師の英語力強化を目的とした優先配置(補習校と日本人学校への若手教師併任派遣)
- ✓ 外国人児童生徒等の増への対応強化を目的とした優先配置(パルトガル、中国、フィリピン等)
- 特色ある在外教育施設への配置を自治体等が希望できる公募制度の創設
- 国内講師や現地学校採用教師などの教師予備軍を派遣する「ブレ枠」の創設
- 教育実習先として日本人学校への受入れを可能とする制度の創設




**戦略的なグローバル教育活動(案)**

- ✓ 評価制度の改善により、帰国後の評価にも活用されるよう一層の周知
- ✓ 「高度グローバル人材育成拠点事業」※の積極的発信
- ※「高度グローバル人材育成拠点事業」  
～平成29年度取組～【海外女子教育振興財団委託】
- ・小学校英語教育プログラム開発(香港日)
- ・日本語教育プログラムの開発(台北日)
- ・学校採用教師指導力向上プログラム開発(上海日)
- ・補習校日本語能力向上総合プログラム開発(タラス補)
- ・日本文化発信拠点プログラム開発(西大和、アスンシオン)

**戦略的な帰国教師の活用促進(案)**

- ✓ 帰国教師を対象としたレセプションを開催(2017/8/25)
- ✓ 本プロジェクトの広報・普及を目的とした文部科学大臣からのアンバサダー委嘱(春香クリスティーナ氏、室伏広治氏、高嶋ちさ子氏)
- 帰国教師を積極的に活用するためのネットワーキング構築
- 優秀な帰国教師の表彰を実施
- 教育実践事例や人的リソースにスポットを当てることを目的として「帰国教師フォーラム」を開催
- 若手教師育成のための関連セミナーの開設を検討

✓ H29年度中に導入  
□ H30年度以降に取組予定

# トビタテ！教師プロジェクト

## グローバル教師の育成

### 学校のグローバル化の推進

- ・教師のキャリアパスの一環としての派遣（地域教育のリーダー候補生の派遣）
- ・帰国教師のネットワーク構築による積極的な活用

### 教育課題

### 小学校英語教育早期化・教科化に対応する英語教育リーダー育成

- ・英語圏の日本人学校と近隣補習授業校に若手教師を併任派遣して、現地校とも交流しつつ英語教育指導のスキルアップ
- ・在外教育施設における英語等グローバル教育の先進プログラムの開発

### 地域における国際交流の推進

- ・草の根外交のリーダーとして活躍（2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会のボランティアなど）
- ・在外教育施設における日本教育・文化の積極的発信

### 増大する外国人児童生徒等への対応強化 (平成28年度:約4万4千人、10年間で1.7倍)

- ・外国人児童生徒等の多い地域の教師（愛知、静岡、三重等）を当該児童生徒の母国等（ブラジル、中国、フィリピン等）に派遣
- ・在外教育施設における先進的な日本語教育プログラムの開発

派遣先	日本入学校 補習授業校	派遣 職名	個人 番号	①推薦 業種※	校長・教頭・教諭			
推薦者番号	平成31・32年度 在外教育施設派遣教師選考調査票			②地域別※	希望する・希望しない			
証明写真 (4cm×4cm) 正面上半身 ・6ヶ月以内に撮影のもの ・写真の裏面に所属都道府県・ 指定都市名、氏名を記入のごと (糊密着)	3 フリガナ 氏名	4 所属機関	5 生年月日※ 昭和 平成 年 月 日 (満 歳)	6 性別※	7 フリガナ 現住所 都道府県 〒 (電話 - - ) (携帯 - - ) (E-mail )			
8 フリガナ 所属学校名	都道府県	市町立 村区 (電話 - - )	職名	( )主任・主事				
9 最終学歴 ※	昭和 平成 年 月	大学 大学院	学部	学科 課程 ( )	専攻) 卒 学区区分※ 院卒 短大卒 大卒 その他			
10 教職歴	通算 経年数	教諭等経年 年	小学校経年 年	中学校経年 年	その他( ) 年			
11 所有免許状等 ※	7 免許 状種類	(小)専・1・2 (中)専・1・2 (高)専・1 養教・幼 (特支)専・1・2	イ 免許 教科 国・社・数・理・音・美・保体・技・家・職・外( )・( ) (高) 国・地歴・公・数・理・音・美・工芸・書・保体・保・家・工・外( )・( ) ウ 領域 視・聴・知・肢・病	工 司書教諭 資格 ※	有・無			
12 過去5年間の 授業担当教科 ※	小学校 (小学部) 中学校 (中学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家 国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外( )	13 複式授業 担当経年 ※	有・無				
14 教えたこと のある教科 ※	小学校 (小学部) 中学校 (中学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家 国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外( )						
15 指導経験はない が教える自信 のある教科 ※	小学校 (小学部) 中学校 (中学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家 国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外( )	取得見込免許教科( )	取得予定: 平成 年 月				
16 担任等の経年 ※	担任経験のある学年 小学校 1・2・3・4・5・6 中学校 1・2・3	最も直近に担任をした年度及び学年 昭・平 年 小・中 年	最も直近に学年主任をした年度及び学年 昭・平 年 小・中 年					
17 外国語及び クラブ(部)活動 指導等 ※	区分	ア. 外国語能力 英語 ( )語 読解 会話 イ. クラブ(部)活動等の指導力 武道 球技 水泳 ( ) 音楽 合唱 和太鼓 ピアノ ウ. その他 進路 指導 パソコンでの 学習指導 インター ネット等の 活用	18 自動車運転免許 ※	本人 有・無 配偶者 有・無				
19 特 技 (資 格)	20 趣味							
21 健康状態	22 既往症	病名 無・有	昭和 平成 年 月					
23 家族 状 況	氏名	フリガナ	生年月日 (年 齢)	職 業 (勤務先等)	同居・別居 の別 ※	同伴の 有・無 ※	国籍	健康状態・既往症・ケアを要 する事例(特別支援等)
			※大昭平 (満 歳)	( )	同・別	有・無		
			※大昭平 (満 歳)	( )	同・別	有・無		
			※大昭平 (満 歳)	( )	同・別	有・無		
			※大昭平 (満 歳)	( )	同・別	有・無		
			※大昭平 (満 歳)	( )	同・別	有・無		
24 配偶者の所有 教員免許状	25 配偶者の 教職経年 ※	有 無	小 中	年 計	年	年		

26 10のうち 管理職等経歴	校長経歴	年 小 年 中 年	副校長・ 教頭経歴	年 小 年 中 年	管理・指導主事等経歴	年 ( )主任・主事	教務主任等経歴	年 ( )主任・主事
	管理職試験状況※	ア 選考試験合格 イ ( )						
27 勤 務 歴	発令年月	勤 務 校	職 名	発令年月	勤 務 校	職 名		
28 過去5年間の 校務分掌等 状況	年 度	学級担任状況		校務分掌	クラブ活動担当	校外活動	児童生徒数・学級数・教職員数	学校の特色
	26	小 学 年 専 科 中 学 年 ( )					児童生徒数 人 教職員数 人 ( 学級)	
	27	小 学 年 専 科 中 学 年 ( )					児童生徒数 人 教職員数 人 ( 学級)	
	28	小 学 年 専 科 中 学 年 ( )					児童生徒数 人 教職員数 人 ( 学級)	
	29	小 学 年 専 科 中 学 年 ( )					児童生徒数 人 教職員数 人 ( 学級)	
	30	小 学 年 専 科 中 学 年 ( )					児童生徒数 人 教職員数 人 ( 学級)	
29 経歴のある 校務分掌 ※	生徒指導主事(主任)・進路指導主事(主任)・研究主任・特別活動主任・道徳主任・教科主任(教科名: ) 保健主事(主任)・防災(安全)主任・特別支援コーディネーター・その他( )							
30 賞 罰	賞 罰 ( ) 発令日 年 月 日							
31 休 職 歴	年 月 日 ~ 年 月 日 休職理由( )							
32 過去5年間の 研修状況								
33 派遣先につい ての希望 ※	ア、どこでも希望する イ、下記の国又は地域は希望しない ① 希望しない理由( ) ②			34 過去の 受験回数	文部科学省受験 ※	なし ・ 1回 2回 ・ 3回以上		
					都道府県等受験 ※	なし ・ 1回 2回 ・ 3回以上		
35 日本人学校若し くは補習授業校の 勤務について ※	日本人学校・補習授業校 のどちらかにおいて、自身の特性を発揮できると考えている場合、いずれかを○で囲み、その理由を以下に記入願います。							
36 受 験 理 由								
37	上記記載内容に虚偽・欠落はありません。			平成 年 月 日	氏 名		印	
38	上記記載事項が相違ないことを証明します。			平成 年 月 日	所属機関名		所属機関の長の氏名	
	所属長 公印							

摘   要	
----------------	--

## 選考調査票（別添カード）記入上の注意

1. 選考調査票は、選考に際しての基本的資料となるので、楷書体で丁寧に、全ての欄に記入すること。
2. ※印欄は、該当するものを○で囲むこと。

### 【表面について】

- 欄 1. 推薦者番号のみ都道府県教育委員会等が記入すること。
- 欄 2. ①「推薦職種」②「姉妹都市」③「派遣希望年度」は、教師本人ではなく、都道府県教育委員会等が推薦する職種、希望する派遣年度を記入すること。③「派遣希望年度」には、平成31年度即派遣でも平成32年度登録派遣でもどちらでもよい場合「ア」を、平成31年度即派遣のみ希望の場合「イ」を、平成32年度登録派遣のみ希望の場合「ウ」を○で囲むこと。
- 欄 3. ・氏名の漢字は正式な表記で記入すること。・必ず「フリガナ」を付すこと。
- 欄 4. 「所属機関」には、都道府県・指定都市教育委員会名、所属大学名又は学校法人名を記入すること。
- 欄 5. 年齢は、平成31年3月31日現在の満年齢を記入すること。
- 欄 7. ・現住所には必ず「フリガナ」を付すこと。  
・電話番号は市外局番から記入すること。  
・E-mailは教師本人の個人アドレスを記入すること。
- 欄 8. ・所属学校名には必ず「フリガナ」を付すこと。  
・電話番号は市外局番から記入すること。  
・職名欄には、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭等の職名を記入し、（ ）には教務主任等の担当を記入すること。
- 欄 10. ・「通算経年数」の上段、「教諭等経年」は、正式採用されてからの小学校、中学校、その他経年数の合計を平成31年3月31日現在で記入すること（常勤講師、非常勤講師は除く）。下段には、臨時的採用（常勤講師に限る、非常勤講師等の年数は除く）の年数を記入すること。民間企業の勤務経験がある者は、その年数を記入すること。  
・在外教師経験は、文科派遣（派遣教師）・学校採用（又は現地採用）の種別を○で囲み、詳細を記入すること。  
・「その他」には、行政機関、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の経験を記入すること。
- 欄 11. ・「所属免許状等」の「免許状の種類」については、小学校教諭1種免許状、中学校教諭2種免許状…は「(小)・1」「(中)・2」……、「免許教科」については、「国語」「数学」……は「国」「数」……の記号でそれぞれ略記している。高等学校教諭免許状「社会」を所有している場合は、地歴、公の両方を○で囲むこと。「免許教科」欄に該当がない場合は、（ ）内に当該所有免許教科名を記入すること。  
・特別支援学校の免許状改正により更新した者は、「免許状の種類」の「特支」の該当を○で囲むとともに、「ウ」領域のいずれかを○で囲むこと。  
・エ「司書教諭資格」を有する者とは、学校図書館法第5条第1項各号に該当する者をいう。
- 欄 12. 「過去5年間の授業担当教科」は、平成31年3月31日から起算した過去5年間に実際に担当したことのある教科を○で囲むこと。
- 欄 13. 複式授業の担当経験の有無について、○で囲むこと。
- 欄 14. 「教えたことのある教科」は、過去に教えたことのある教科について○で囲むこと。
- 欄 15. 「指導経験はないが教える自信のある教科」は、免許状の有無に関わらず教える自信のある教科について○で囲むこと。また、平成30年度末までに取得見込の免許教科がある場合は、教科名及び取得予定時期を記入すること。
- 欄 16. 「担任等の経験」は、通常学級の担任経験がある学年を○で囲むこと。また、直近の通常学級の担任、学年主任の経験について記入すること。

- 欄 17. 「外国語、クラブ活動指導等」の欄は、それぞれの項目に ABC いずれかに○を記入すること。
- 欄 19. 「特技（資格）」は、資格段位等がある場合、その資格段位を記入すること。また、語学に関する資格（英検、TOEFL 等）等については必ず明記すること。
- 欄 21. 「健康状態」への記入漏れが後に発覚し、査証取得が得られないなど影響が生じる場合があるため、欄 22 の既往症も含めて遺漏なく記入すること。その際、現在の健康状態に加え、身体的特徴や実際に発病した事実はなくても、長期の海外滞在にあたり、心身の健康面で懸念される事柄についても記入すること。
- 欄 23. ・教師本人以外の家族状況について記入すること。  
・「同伴の有・無」については、原則として後日の変更は認められないため、十分検討の上記入すること。  
・「健康状態・既往症・ケアを要する事柄（特別支援等）」には、現在の健康状態、完治したものを含め既往症ならびに身体的特徴等を記入するほか、実際に発病した事実はなくても、長期の海外滞在にあたり、心身の健康面で懸念される事柄、特別支援等のケアを要する事柄についても記入すること。※国によっては、健康状態等で査証取得が難しくなることがあります。状況を鑑み赴任先の検討を行うため、正しく記載すること。  
・成人後、または別居の子女についても、年齢を含めて遺漏なく記載すること。  
・氏名には必ず「フリガナ」を付し、続柄については、長女、次男等の別を明記すること。  
・年齢は平成 31 年 3 月 31 日現在の満年齢を記入すること。

#### 【裏面について】

- 欄 26. 「管理職試験状況」については、管理職試験合格者については「ア」を、また選考試験等の受験予定者、校長（又は教頭）登用資格者等については「イ」を○で囲み、その旨記入すること。
- 欄 27. 「勤務歴」は、教諭として任用後の勤務校等を年度の古い順に降順で記入すること（例：〇〇市立△△小学校、□□市教育委員会義務教育課指導主事）。また、右欄にそれぞれ職名を記入すること（例：教諭、教頭など）。
- 欄 28. ・「過去 5 年間の校務分掌等状況」には、過去 5 年間に実際に担当したものをそれぞれ記入すること。  
・「学校の特色」には、小中一貫校、研究開発校、研究指定校、コミュニティスクール等、特徴ある学校の取組について記入すること。
- 欄 29. 「経験のある校務分掌」には、正式採用後に経験したすべての校務分掌を○で囲むこと。
- 欄 30. 「賞罰」について、表彰や懲戒があれば記入すること。特にない場合は「無」と記入すること。
- 欄 31. 「休職歴」について、一か月以上の休職経験（休暇や休職の種別を問わず、一か月以上連続して休みが続いた場合）がある場合は、その理由も含めて遺漏なく記載すること。ただし、産前・産後及び育児休業は除く。
- 欄 33. 「派遣先についての希望」には、ア・イのどちらか一方のみを○で囲み、イに○をした場合には、学校の所在する国または地域名を記入すること。
- 欄 34. 「過去の受験回数」は、今回の受験を除き、文部科学省、都道府県・指定都市教育委員会それぞれについて該当する回数を○で囲むこと。
- 欄 35. 日本人学校又は補習授業校のいずれかを○で囲んだ上で、その理由について記入すること。特に該当しない場合は記入不用。
- 欄 37. 記入者本人が、虚偽や欠落のないことを確認し署名、捺印すること。
- 欄 38. 所属校長が、記載事項について相違ないことを確認し証明すること。なお、校長候補者の場合は、所属市町村教育長が証明すること。



# 在外教育施設派遣教師推薦書

(裏面の記入上の注意を参照下さい)

部 外 秘

フリガナ 候補者氏名						
①	所属機関の長の 推薦理由					
		ア				
		イ				
		ウ				
所 属 機 関 の 長 の 所 見	② 教 職 に 対 す る 態 度 ・ 能 力	② 児童・生徒に対する 指導力 (授業力・生徒指導力等)	評価	特 記 事 項		
		教育に対する熱意				
		校務の処理 (正確さ・迅速さ等)				
		保護者対応力				
	③ 服 務 に 対 す る 態 度	責 任 感	特 記 事 項			
		協 調 性				
		積 極 性				
		研 究 心				
		規 律・倫 理 観				
		適 応 性				
	危 機 管 理					
	④	研修に対する態度				
	⑤	健康面				
	⑥	その他				
<p style="text-align: center;">⑦</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり、在外教育施設派遣教師適格者として推薦します。</p> <p>平成    年    月    日</p> <p style="text-align: right;">所属機関名 所属機関の長の氏名 連絡先(電話番号)</p> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">所属 長 公印</div>						

## 推薦書記入上の注意

推薦書は、選考に際しての基本的資料とするので、取扱いには十分注意すること。（市町村教育委員会には、厳封で提出すること。）

欄① 「所属機関の長の推薦理由」は、所属校長（校長候補者の場合は市町村教育長）が推薦理由を記入すること。

なお、右欄は、次の事項のいずれかを必ず○で囲むこと。

ア．在外教育施設の教育に十分貢献できる教師として、自信をもって推薦する。

イ．在外教育施設の教師として、普通程度である。

ウ．在外教育施設の教師として、やや心配な面がある。

（ウの場合、心配な点を下の特記事項欄等に記入すること。）

欄② 「教職に対する態度・能力」及び欄③「服務に対する態度」の「評価」には、児童・生徒に対する指導力等の各事項についての評価（絶対評価）を、下記の表による10段階の点数で記入すること。

「特記事項」欄には、特記すべき事項その他特に参考となる事項を極力記入すること。

評 価	点 数
特に優秀	10～9
優 秀	8～7
普 通	6
やや劣る	5～4
劣 る	3～1

欄④ 「研修に対する態度」は、学校内外で実施される研修への参加状況や熱意、校内での還元状況等について記入すること。なお、管理職候補者の場合は、「管理職としての資質（職員に対する指導力等）」とすること。

欄⑤ 「健康面」は、日常的な体調や体力等の健康状況や既往歴（過去の病気休暇取得状況を含む）について記入すること。また、在外教育施設での勤務を考慮し、日頃のメンタルヘルスの様子についても記入すること。

欄⑥ 「その他」は、性格上の長所・短所、日常の生活態度等について記入すること。

欄⑦ 「所属機関の長の氏名 印」欄は、所属校長名を、校長候補者の場合は市町村教育長名を記載の上、公印を使用すること。また、選考段階で、当該教師について文部科学省から直接問い合わせることがあるため、御理解、御協力願います。

在外教育施設派遣業務報告書様式(一)

1	2	3	5			6			8	9	10	11	12
			4	5	6	7	8	9					
1	01001	1	山田 太郎	20	01	03	1	01	03	1	01	03	1
2	01002	2	佐藤 花子	25	02	04	2	02	04	2	02	04	2
3	01003	3	鈴木 一郎	30	03	05	3	03	05	3	03	05	3
4	01004	4	田中 美咲	35	04	06	4	04	06	4	04	06	4
5	01005	5	山本 健太	40	05	07	5	05	07	5	05	07	5
6	01006	6	佐藤 誠	45	06	08	6	06	08	6	06	08	6
7	01007	7	鈴木 直子	50	07	09	7	07	09	7	07	09	7
8	01008	8	田中 隆夫	55	08	10	8	08	10	8	08	10	8
9	01009	9	山本 由美	60	09	11	9	09	11	9	09	11	9
10	01010	10	佐藤 大輔	65	10	12	10	10	12	10	10	12	10
11	01011	11	鈴木 光太郎	70	11	13	11	11	13	11	11	13	11
12	01012	12	田中 美穂	75	12	14	12	12	14	12	12	14	12
13	01013	13	山本 健一	80	13	15	13	13	15	13	13	15	13
14	01014	14	佐藤 真由美	85	14	16	14	14	16	14	14	16	14
15	01015	15	鈴木 浩二	90	15	17	15	15	17	15	15	17	15
16	01016	16	田中 裕子	95	16	18	16	16	18	16	16	18	16
17	01017	17	山本 隆夫	100	17	19	17	17	19	17	17	19	17
18	01018	18	佐藤 美咲	105	18	20	18	18	20	18	18	20	18
19	01019	19	鈴木 健太	110	19	21	19	19	21	19	19	21	19
20	01020	20	田中 花子	115	20	22	20	20	22	20	20	22	20
21	01021	21	山本 大輔	120	21	23	21	21	23	21	21	23	21
22	01022	22	佐藤 直子	125	22	24	22	22	24	22	22	24	22
23	01023	23	鈴木 隆夫	130	23	25	23	23	25	23	23	25	23
24	01024	24	田中 美穂	135	24	26	24	24	26	24	24	26	24
25	01025	25	山本 健一	140	25	27	25	25	27	25	25	27	25
26	01026	26	佐藤 真由美	145	26	28	26	26	28	26	26	28	26
27	01027	27	鈴木 浩二	150	27	29	27	27	29	27	27	29	27
28	01028	28	田中 裕子	155	28	30	28	28	30	28	28	30	28
29	01029	29	山本 隆夫	160	29	31	29	29	31	29	29	31	29
30	01030	30	佐藤 美咲	165	30	32	30	30	32	30	30	32	30
31	01031	31	鈴木 健太	170	31	33	31	31	33	31	31	33	31
32	01032	32	田中 花子	175	32	34	32	32	34	32	32	34	32
33	01033	33	山本 大輔	180	33	35	33	33	35	33	33	35	33
34	01034	34	佐藤 直子	185	34	36	34	34	36	34	34	36	34
35	01035	35	鈴木 隆夫	190	35	37	35	35	37	35	35	37	35
36	01036	36	田中 美穂	195	36	38	36	36	38	36	36	38	36
37	01037	37	山本 健一	200	37	39	37	37	39	37	37	39	37
38	01038	38	佐藤 真由美	205	38	40	38	38	40	38	38	40	38
39	01039	39	鈴木 浩二	210	39	41	39	39	41	39	39	41	39
40	01040	40	田中 裕子	215	40	42	40	40	42	40	40	42	40
41	01041	41	山本 隆夫	220	41	43	41	41	43	41	41	43	41
42	01042	42	佐藤 美咲	225	42	44	42	42	44	42	42	44	42
43	01043	43	鈴木 健太	230	43	45	43	43	45	43	43	45	43
44	01044	44	田中 花子	235	44	46	44	44	46	44	44	46	44
45	01045	45	山本 大輔	240	45	47	45	45	47	45	45	47	45
46	01046	46	佐藤 直子	245	46	48	46	46	48	46	46	48	46
47	01047	47	鈴木 隆夫	250	47	49	47	47	49	47	47	49	47
48	01048	48	田中 美穂	255	48	50	48	48	50	48	48	50	48
49	01049	49	山本 健一	260	49	51	49	49	51	49	49	51	49
50	01050	50	佐藤 真由美	265	50	52	50	50	52	50	50	52	50
51	01051	51	鈴木 浩二	270	51	53	51	51	53	51	51	53	51
52	01052	52	田中 裕子	275	52	54	52	52	54	52	52	54	52
53	01053	53	山本 隆夫	280	53	55	53	53	55	53	53	55	53
54	01054	54	佐藤 美咲	285	54	56	54	54	56	54	54	56	54
55	01055	55	鈴木 健太	290	55	57	55	55	57	55	55	57	55
56	01056	56	田中 花子	295	56	58	56	56	58	56	56	58	56
57	01057	57	山本 大輔	300	57	59	57	57	59	57	57	59	57
58	01058	58	佐藤 直子	305	58	60	58	58	60	58	58	60	58
59	01059	59	鈴木 隆夫	310	59	61	59	59	61	59	59	61	59
60	01060	60	田中 美穂	315	60	62	60	60	62	60	60	62	60
61	01061	61	山本 健一	320	61	63	61	61	63	61	61	63	61
62	01062	62	佐藤 真由美	325	62	64	62	62	64	62	62	64	62
63	01063	63	鈴木 浩二	330	63	65	63	63	65	63	63	65	63
64	01064	64	田中 裕子	335	64	66	64	64	66	64	64	66	64
65	01065	65	山本 隆夫	340	65	67	65	65	67	65	65	67	65
66	01066	66	佐藤 美咲	345	66	68	66	66	68	66	66	68	66
67	01067	67	鈴木 健太	350	67	69	67	67	69	67	67	69	67
68	01068	68	田中 花子	355	68	70	68	68	70	68	68	70	68
69	01069	69	山本 大輔	360	69	71	69	69	71	69	69	71	69
70	01070	70	佐藤 直子	365	70	72	70	70	72	70	70	72	70
71	01071	71	鈴木 隆夫	370	71	73	71	71	73	71	71	73	71
72	01072	72	田中 美穂	375	72	74	72	72	74	72	72	74	72
73	01073	73	山本 健一	380	73	75	73	73	75	73	73	75	73
74	01074	74	佐藤 真由美	385	74	76	74	74	76	74	74	76	74
75	01075	75	鈴木 浩二	390	75	77	75	75	77	75	75	77	75
76	01076	76	田中 裕子	395	76	78	76	76	78	76	76	78	76
77	01077	77	山本 隆夫	400	77	79	77	77	79	77	77	79	77
78	01078	78	佐藤 美咲	405	78	80	78	78	80	78	78	80	78
79	01079	79	鈴木 健太	410	79	81	79	79	81	79	79	81	79
80	01080	80	田中 花子	415	80	82	80	80	82	80	80	82	80
81	01081	81	山本 大輔	420	81	83	81	81	83	81	81	83	81
82	01082	82	佐藤 直子	425	82	84	82	82	84	82	82	84	82
83	01083	83	鈴木 隆夫	430	83	85	83	83	85	83	83	85	83
84	01084	84	田中 美穂	435	84	86	84	84	86	84	84	86	84
85	01085	85	山本 健一	440	85	87	85	85	87	85	85	87	85
86	01086	86	佐藤 真由美	445	86	88	86	86	88	86	86	88	86
87	01087	87	鈴木 浩二	450	87	89	87	87	89	87	87	89	87
88	01088	88	田中 裕子	455	88	90	88	88	90	88	88	90	88
89	01089	89	山本 隆夫	460	89	91	89	89	91	89	89	91	89
90	01090	90	佐藤 美咲	465	90	92	90	90	92	90	90	92	90
91	01091	91	鈴木 健太	470	91	93	91	91	93	91	91	93	91
92	01092	92	田中 花子	475	92	94	92	92	94	92	92	94	92
93	01093	93	山本 大輔	480	93	95	93	93	95	93	93	95	93
94	01094	94	佐藤 直子	485	94	96	94	94	96	94	94	96	94
95	01095	95	鈴木 隆夫	490	95	97	95	95	97	95	95	97	95
96	01096	96	田中 美穂	495	96	98	96	96	98	96	96	98	96
97	01097	97	山本 健一	500	97	99	97	97	99	97	97		



姉妹都市等派遣希望調査書

都道府県・指定都市名:

推薦者番号	氏名	所有免許状	推薦者所属都道府県・指定都市・市町村名	希望する特定の国や地域	特定の国や地域を希望する理由、同地に赴任した場合のメリットなど
1					
2					
3					
4					
5					

(記入例)

推薦者番号	氏名	所有免許状	推薦者所属都道府県・指定都市・市町村名	特定の国や地域	特定の国や地域を希望する理由、同地に赴任した場合のメリットなど
1 013001	文部 太郎	小1、英、特	〇〇県△△市	◇◇共和国	特定の国や地域を希望する理由、同地に赴任した場合のメリットなど ・姉妹都市協定を締結しているため。 ・隔年で交流事業を実施しているため。 ・◇◇共和国からの移住者が多く、◇◇語を話す児童生徒が多いため。 ・本県は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン相手国が◇◇共和国であるため。

小学校教師の英語力強化希望調査

都道府県・指定都市名： \_\_\_\_\_

推薦者 番号	氏名	所有免許状	推薦者所属都道府県・指定都市・市町村名	希望する国・地域 (複数記載可)	当該教諭を「小学校教師の英語力強化優先枠」として派遣希望する理由や、当該教師の帰国後の活用例
1					
2					
3					
4					
5					

(記入例)

推薦者 番号	氏名	所有免許状	推薦者所属都道府県・指定都市・市町村名	希望する国・地域 (複数記載可)	当該教諭を小学校教師の英語力強化優先枠を希望する理由や、当該教師の帰国後の活用例
1013002	文部 花子	小1	〇〇県△△市	◇◇共和国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の教師のグローバル人材育成教育プランにおいて、英語教には英検1級取得を課している。そのため、英語力強化が急務であるため。</li> <li>・帰国後は地域の外国語活動等のリーダーとして、研修会等の講師としての活躍を期待する。</li> </ul>

## 在外教育施設派遣教師選考調査票データ入力要領

◆ 在外教育施設派遣教師選考調査票(以下、「調査票」という)に記載の内容を、以下に従い、別添書式「在外教育施設派遣教師選考調査票データ」に入力してください。

- 調査票中の各記入欄の数字は、データ欄の数字と一致しているので、入力漏れにご注意ください。  
以下の解説に数字がない項目については、入力はありません。
- 入力については、項目3以外は、記号、または数字(0 や 1 など)で入力してください。なお、英数字を入力する際には、必ず全て半角数字を使用し、項目5(元号は0不要)と項目10(派遣教師経験は0不要)については01などの値の場合、頭に必ず「0」が付くように入力してください。  
また、項目2、5、6、8、10、11、13、16、19、22、24、25、33については【別記:入力番号対応表】を参考に入力してください。
- 項目2②「姉妹都市」については、希望する場合は「1」を、希望しない場合は「2」を入力してください。また、別シートの「姉妹都市希望調書」に詳細を入力してください。
- 項目2③「派遣希望年度」については、教師本人の希望する派遣年度ではなく、所属教育委員会等が希望する派遣年度を入力してください。

### 【各項目の入力について】

- 1 推薦者番号: 都道府県毎に県・指定都市コード(2桁)+派遣職種(1桁)+推薦番号(3桁)の6桁を入力してください。※推薦番号は、必ず頭に0を付けてください(例:1→001)。県・指定都市コード等については、コード一覧を参照ください。
- 2 派遣希望年度: 教育委員会等が派遣を希望する(注:教師本人の希望ではない)年度について、31年度即派遣及び32年度登録派遣のどちらでもよい(「ア」に該当する)場合は「1」を、31年度即派遣のみを希望する(「イ」に該当する)場合は「2」を、32年度登録派遣のみを希望する(「ウ」に該当する)場合は「3」を入力してください。
- 3 氏名・氏名カナ: 推薦者の氏名を漢字で、氏名カナを半角カナで(苗字と名前の間は1文字空けて)入力してください。
- 5 年齢・生年月日: 年齢については平成31年3月31日現在の満年齢、生年(西暦ではなく、元号で入力し、昭和であれば「2」、平成であれば「3」と入力してください)月日をそれぞれ半角数字で入力し、1桁の場合は必ず、頭に「0」を付けてください。
- 6 性別: 男性の場合「1」を、女性の場合は「2」を入力してください。
- 8 現校種、現職種、学校種別: 調査票に記載された情報に従い、【別記:入力番号対応表】を参考に入力してください(例:小学校→「1」、教頭→「2」と入力してください)。別記にないデータが記載されている場合は、全て「その他」として、例えば、現校種→その他であれば、「6」というように入力してください。
- 10 教職経験(小及び中)、派遣教師経験: 教職経験については、小学校及び中学校の教職経験年数を半角数字で入力してください。派遣教師経験については、文科派遣の該当がある場合のみ「1」を、それ以外は「2」を入力してください。  
学校採用での経験や在外教育施設への派遣期間、常勤講師経験、民間企業経験、その他の経験年数については、データ入力の必要はありません。
- 11 所有免許状: 現在所有している免許状について、小学校と特別支援学校の免許状の種類のみ、専修=「3」、1種=「1」、2種=「2」とそれぞれ入力してください(また、ウの特別支援学校の領域については、視=視覚障

害教育、聴＝聴覚障害教育、知＝知的障害教育、肢＝肢体不自由教育、病＝病弱者教育、の該当する箇所に「1」を、該当しない箇所に「0」を入力してください。)。中学免許については、イの免許教科欄以降、所有している教科欄には「1」を、所有していない教科欄には「0」をそれぞれ入力してください。なお、高等学校免許欄については、データ入力する必要はありません。エの司書資格については、資格がある場合は「1」を、ない場合は「2」を入力してください。

- 12 過去5年間の授業担当教科： 小学校全教科を含め、担当したそれぞれの教科欄に「1」を、担当していない場合には「0」を入力してください。(小学校全科に該当する場合は、全教科に「1」、国～家に「0」を入力。)
- 13 複式経験： 複式授業の担当経験がある場合は「1」を、経験がない場合には「2」をそれぞれ入力してください。
- 14 教えたことのある教科： 小学校全教科を含め、該当している場合にはそれぞれの教科欄に「1」を、該当していない場合には「0」を入力してください。(小学校全科に該当する場合は、全教科に「1」、国～家に「0」を入力。)
- 16 外国語及びクラブ(部)活動指導等： 各項目について A に該当する場合は「1」を、B に該当する場合は「2」を、C に該当する場合は「3」のいずれかを入力してください。(ただし、英語以外の言語欄及びクラブ(部)活動の各欄については、該当する項目のみ入力すれば可。)
- 19 自動車免許： ※派遣教師推薦者本人のみ。運転免許状を所有している場合は「1」を、所有していない場合は「2」を入力してください。
- 20・21 健康状態が良好で既往症等の記載がない場合は「0」、既往症等の記載がある場合は「1」を入力してください。
- 22 配偶者状況： 家族構成及び同伴の有無欄から、「同伴、単身、独身」の別について、入力してください。  
※ 教師本人＋配偶者又は子を同伴する場合 → 「同伴」 → 「3」と入力してください。  
配偶者はいるが本人のみ赴任する場合 → 「単身」 → 「2」と入力してください。  
独身の場合 → 「独身」 → 「1」と入力してください。  
また、同伴者を有する場合はその人数(配偶者を含めた人数)を半角数字で入力してください。
- 23 配偶者の所有教員免許状： 配偶者が小学校、中学校どちらかの免許を所有している場合は、該当する欄に「1」を入力してください。小中学校両方の免許を所有している場合は、小学校及び中学校欄を空白とし、小中共有欄に「1」を入力してください。
- 24 配偶者の教職経験： 経験のある場合は「1」を、ない場合は「2」を入力してください。
- 25 教務主任等経験： 教務主任の経験がある場合は「1」を、経験がない場合には「2」を入力してください。他の項目(校長・教頭経験等)については、データ入力する必要はありません。
- 32 派遣先についての希望： 調査票で【ア. どこでも希望する】場合は、全部可欄に「1」を入力、具体的に希望しない地域等がある場合は、全部可欄を「0」とし、希望しない地域の欄に「1」を入力してください。空白欄には「0」を入力してください。
- 33 過去の受験回数： 文部科学省・都道府県の過去の受験回数(今回の受験を除く)について、全くない場合は、「1」を、一回ある場合は「2」を、二回目以上の場合は「3」を入力してください。



◆コード一覧（都道府県・指定都市コード・派遣職種コード）

推薦書に添付する「在外教育施設派遣教師選考調査票」の①「推薦者番号」欄には、所属機関コード、派遣職種コード及び推薦者番号を記入すること。※国立大学・学校法人の推薦者は所属機関コードのみ記入すること。

（記入例）「東京都教師で校長推薦、推薦者番号2」の場合→**11** **3** - **1** - **0** **0** **2**

（所属機関コード・都道府県）

所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号
北海道	01	東京	13	滋賀	25	香川	37
青森	02	神奈川	14	京都	26	愛媛	38
岩手	03	新潟	15	大阪	27	高知	39
宮城	04	富山	16	兵庫	28	福岡	40
秋田	05	石川	17	奈良	29	佐賀	41
山形	06	福井	18	和歌山	30	長崎	42
福島	07	山梨	19	鳥取	31	熊本	43
茨城	08	長野	20	島根	32	大分	44
栃木	09	岐阜	21	岡山	33	宮崎	45
群馬	10	静岡	22	広島	34	鹿児島	46
埼玉	11	愛知	23	山口	35	沖縄	47
千葉	12	三重	24	徳島	36	国立大学	50
						学校法人	60

（派遣職種コード表）

職 種	コード 番 号
校 長	1
教 頭	2
教諭等	3

（所属機関コード・指定都市）

所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号	所 属	コード 番 号
札幌市	80	横浜市	85	名古屋市	90	岡山市	95
仙台市	81	相模原市	86	京都市	91	広島市	96
さいたま市	82	新潟市	87	大阪市	92	北九州市	97
千葉市	83	静岡市	88	堺市	93	福岡市	98
川崎市	84	浜松市	89	神戸市	94	熊本市	99

【別記:入力番号対応表】

	2		5	6	8		
入力番号	姉妹都市希望	派遣年度希望	元号	性別	現校種	現職種	学校種別
1	あり	ア, どちらでも		男	小学校	校長	小学校
2	なし	イ, 31年度即派遣のみ	昭和	女	中学校	副校長・教頭	中学校
3		ウ, 32年度登録派遣のみ	平成		特別支援学校	主幹教諭・指導教諭・教諭	高等学校
4						指導主事	特別支援学校
5						管理主事	
6					その他	主査	中等教育学校
7						課長	市等教育委員会
8						課長補佐	県等教育委員会
9						その他	教育センター
10							その他
	10		11		13	16	19
入力番号	派遣教師経験		所有免許種別	司書資格	複式経験	指導等	自動車免許
1	あり		1種	あり	あり	A, 自信がある	あり
2	なし		2種	なし	なし	B, なんとかできる	なし
3			専修			C, 自信がない	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	22		24		25	33	
入力番号	配偶者状況		配偶者の教職経験		教務主任等経験	過去の受験回数	
1	独身		あり		あり	なし	
2	単身		なし		なし	1回	
3	同伴					2回以上	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

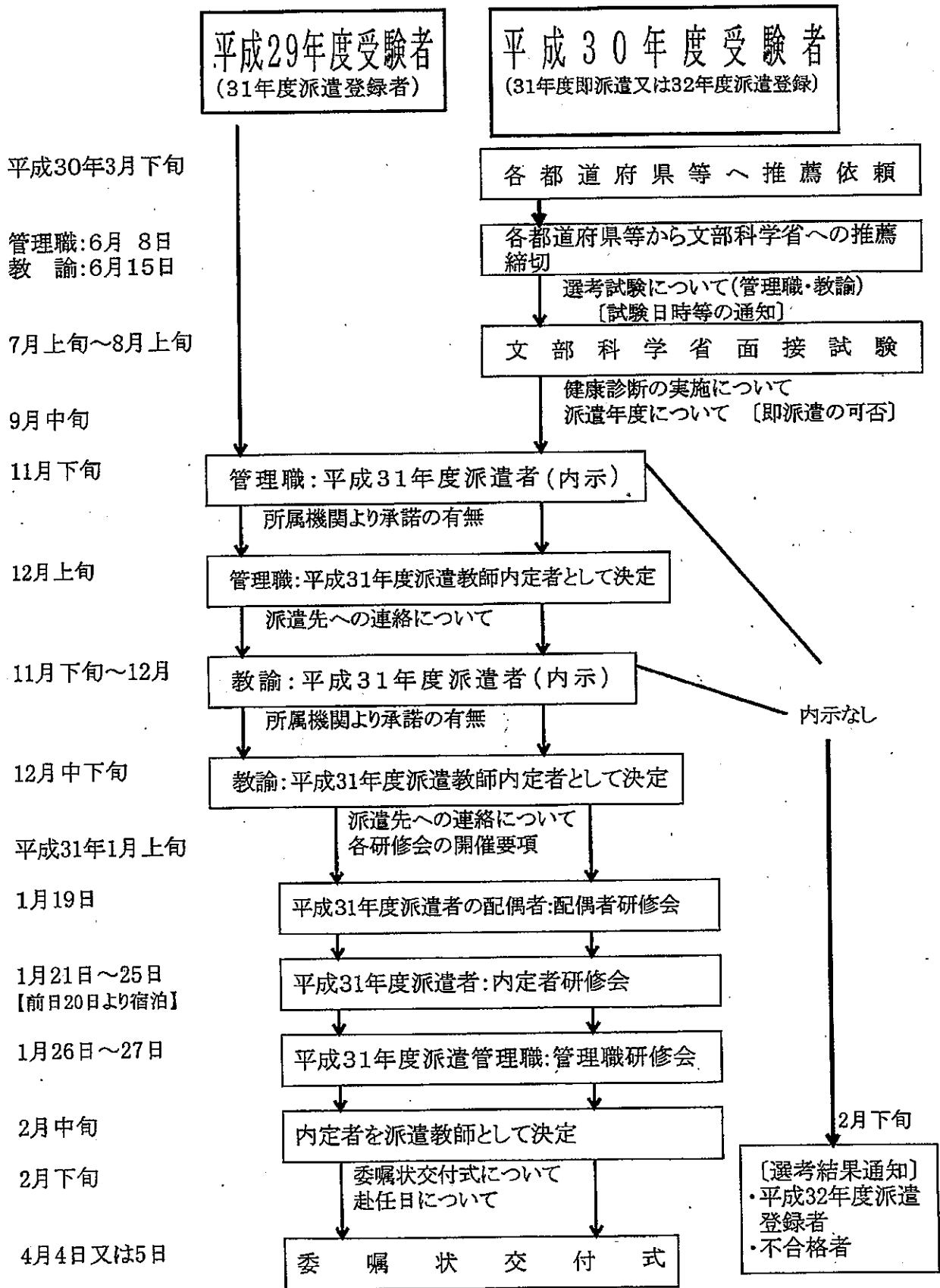
(別紙)

## 平成30年度在外教育施設教師派遣事務スケジュール(予定)

	日程	会場	備考
管理職 (校長及び教頭)	平成30年7月2日(月)～9日(月) ※詳細は面接日程通知にてお知らせします	文部科学省 海外子女教育振興財団	
教諭(東京)	平成30年8月6日(月)～10日(金) 平成30年8月15日(水)～17日(金)	文部科学省 海外子女教育振興財団	対象都道府県：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
教諭(大阪)	平成30年7月25日(水)～27日(金)	大阪ガーデンプラザ	対象都道府県：富山県、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
教諭(福岡)	平成30年8月2日(木)～3日(金)	KKRホテル博多	対象都道府県：山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
シニア (管理職)	平成30年7月5日(木)～20日(金)	文部科学省 海外子女教育振興財団	
シニア・プレ (教諭)	平成30年7月18日(水)～20日(金) 平成30年8月15日(水)～29日(水)	文部科学省 海外子女教育振興財団	
管理職	平成30年12月(平成31年度派遣者)		
教諭	平成30年12月(平成31年度派遣者)		
配偶者研修会	平成31年1月19日(土)	国立オリンピック記念青少年総合センター	
内定者研修会	平成31年1月21日(月)～1月25日(金) 【前日20日(日)より宿泊】	国立オリンピック記念青少年総合センター	宿泊研修(宿泊先：国立オリンピック記念青少年総合センター(宿泊棟))
管理職研修会	平成31年1月26日(土)～1月27日(日)	国立オリンピック記念青少年総合センター	宿泊研修(宿泊先：国立オリンピック記念青少年総合センター(宿泊棟))
管理職・教諭	平成31年4月4日(木)又は5日(金)	文部科学省	

※選考試験の日時や場所は変更になる可能性があります。

## 平成31年度及び32年度派遣教師の選考・研修等日程



なお、本スケジュールについては、現時点での予定であり、諸般の事情により変更することがありますので、あらかじめ御了承願います。

平成30年度派遣教師の在籍する在外教育施設一覽

(参考)

地域	国名	日本人学校名	
アジア 41校	インド 2校	1 ニューデリー	
		2 ムンバイ	
	インドネシア 3校	3 ジャカルタ	
		4 バンドン	
		5 スラバヤ	
	シンガポール 1校 (3校)	6 シンガポール クレメンティ チャンギ 中学部	
		7 コロンボ	
		8 バンコク	
		9 シラチャ	
	タイ 2校	10 ソウル	
		11 釜山	
	韓国 2校	12 北京	
		13 天津	
	中国 13校 (16校)	14 広州	
		15 深セン	
		16 上海	虹橋
			浦東
			蘇州
		18 杭州	
		19 大連	
		20 青島	
		21 香港	香港校小学部
			香港校中学部
			大埔校
			台湾(3校)
		22 台北	
		23 台中	
		24 高雄	
		パキスタン 2校	25 イスラマバード
	26 カラチ		
	バングラデシュ	27 ダッカ	
	フィリピン	28 マニラ	
	ベトナム 2校	29 ハノイ	
		30 ホーチミン	
	マレーシア 4校	31 クアラルンプール	
		32 ジョホール	
		33 コタキナバル	
		34 ペナン	
	ミャンマー	35 ヤンゴン	
	カンボジア	36 プノンペン	
	大洋州 3校	37 シドニー	
		38 パース	
		39 メルボルン	
北米 4校	40 シカゴ		
	41 ニューヨーク		
	42 ニュージャージー		
	43 グアム		

日本人学校 89校

地域	国名	日本人学校名
中南米 14校	アルゼンチン	44 ブエノスアイレス
		45 カラカス
	ベネズエラ	46 グアテマラ
	47 サン・ホセ	
	48 ボゴタ	
	49 サンチャゴ	
	50 パナマ	
	51 アスンシオン	
	ブラジル 3校	52 サンパウロ
		53 マナウス
		54 リオデジャネイロ
	55 リマ	
	メキシコ 2校	56 メキシコ
		57 アグアスカリエンテス
イタリア 2校	58 ローマ	
	59 ミラノ	
60 ロンドン		
61 ウィーン		
オランダ 2校	62 アムステルダム	
	63 ロッテルダム	
64 チューリッヒ		
スペイン 2校	65 マドリッド	
	66 バルセロナ	
67 プラハ		
ドイツ 5校	68 ベルリン	
	69 デュッセルドルフ	
	70 ハンブルグ	
	71 フランクフルト	
	72 ミュンヘン	
73 ブダペスト		
74 パリ		
75 ブラッセル		
76 ワルシャワ		
77 ブカレスト		
78 モスクワ		
79 アブダビ		
80 ドバイ		
81 テヘラン		
82 ドーハ		
83 リヤド		
84 ジッダ		
85 イスタンブル		
86 バハレーン		
87 カイロ		
88 ナイロビ		
89 ヨハネスブルグ		

日本人学校 計89校(94校)

地域	国名	補習授業校名
大規模補習授業校 38校	アジア 30校	1 シンガポール
		2 ワシントン
		3 アトランタ
		4 ローリー
		5 サン・フランシスコ
		6 シアトル
		7 シカゴ
		8 シンシナティ
		9 コロンバス
		10 オハイオ西部
		11 インディアナ
		12 デトロイト
		13 デンバー
		14 中部テネシー
	北米 28校	15 セントラルケンタッキー
		16 イーストテネシー
		17 ニューヨーク
		18 ニュージャージー
		19 プリンストン
		20 フィラデルフィア
		21 ヒューストン
		22 ダラス
		23 ポートランド
		24 ボストン
		25 ホノルル
		26 マイアミ
		27 オーランド
		28 ロサンゼルス
	29 サンディエゴ	
	カナダ 2校	30 ヴァンクーヴァー
		31 トロント
	中南米 4校	32 グァナファト
		33 ジュネーブ
		34 スtockホルム
		35 ブラッセル
	欧州 2校	36 ロンドン
		37 クイーンズランド
	大洋州 2校	38 カンタベリー

派遣教師のいる補習授業校 計42校

地域	国名	補習授業校名	
準全日補習校 4校	アジア	インド	39 チェンナイ
	中南米	メキシコ	40 グアダハラ
	中東	オマーン	41 オマーン
	アフリカ	タンザニア	42 ダレサラム

各都道府県教育委員会(指定都市会)における在外教育施設への派遣教師数について(※上位10都道府県へ色付け)  
(平成19年度と平成29年の増減比較)

ご参考情報

関係者限り

2019/3/20

県コード	都道府県	小・中教員数 (H29年度版文部科学 統計要覧より)	H19派遣教員 総計	H29派遣教員 総計	H19~H29の増減率	H19~H29の増減数 (※増員上位5都道府 県へ色分け)	H29派遣教員数/小・ 中教員数(%)
01	北海道	31,225	52	52	100.0%	0	0.167%
02	青森県	8,020	22	13	59.1%	-9	0.162%
03	岩手県	8,090	20	10	50.0%	-10	0.124%
04	宮城県	12,873	30	24	80.0%	-6	0.186%
05	秋田県	5,682	9	7	77.8%	-2	0.123%
06	山形県	6,499	11	5	45.5%	-6	0.077%
07	福島県	11,579	25	21	84.0%	-4	0.181%
08	茨城県	16,118	62	31	50.0%	-31	0.192%
09	栃木県	11,263	25	13	52.0%	-12	0.115%
10	群馬県	11,058	31	12	38.7%	-19	0.109%
11	埼玉県	32,774	64	69	92.2%	5	0.180%
12	千葉県	29,289	45	34	75.6%	-11	0.116%
13	東京都	62,901	116	88	72.3%	-33	0.163%
14	神奈川県	39,696	64	55	85.8%	-9	0.139%
15	新潟県	13,317	19	19	100.0%	0	0.143%
16	富山県	5,763	10	8	80.0%	-2	0.139%
17	石川県	6,397	7	3	42.9%	-4	0.047%
18	福井県	5,045	6	4	66.7%	-2	0.079%
19	山梨県	4,997	13	6	46.2%	-7	0.120%
20	長野県	12,158	17	18	105.9%	1	0.148%
21	岐阜県	11,775	21	13	61.9%	-8	0.110%
22	静岡県	18,454	28	28	98.6%	-1	0.152%
23	愛知県	37,337	40	40	100.0%	0	0.107%
24	三重県	11,167	15	13	86.7%	-2	0.118%
25	滋賀県	8,505	18	14	87.5%	-2	0.185%
26	京都府	13,964	18	17	105.3%	1	0.122%
27	大阪府	44,436	83	103	124.1%	20	0.232%
28	兵庫県	29,077	62	56	90.3%	-6	0.193%
29	奈良県	7,815	12	11	91.7%	-1	0.141%
30	和歌山県	6,233	7	7	100.0%	0	0.112%
31	鳥取県	4,017	17	11	64.7%	-6	0.274%
32	島根県	5,158	10	7	70.0%	-3	0.136%
33	岡山県	11,574	21	16	76.2%	-5	0.138%
34	広島県	15,111	23	13	56.5%	-10	0.086%
35	山口県	8,277	39	6	15.4%	-33	0.072%
36	徳島県	4,974	15	8	53.3%	-7	0.161%
37	香川県	5,743	20	8	40.0%	-12	0.139%
38	愛媛県	7,890	11	6	54.5%	-5	0.075%
39	高知県	5,154	13	7	53.8%	-6	0.136%
40	福岡県	28,292	50	27	54.0%	-23	0.103%
41	佐賀県	5,625	11	12	109.1%	1	0.218%
42	長崎県	8,811	20	25	125.0%	5	0.284%
43	熊本県	11,205	24	18	75.0%	-6	0.161%
44	大分県	7,070	17	7	41.2%	-10	0.099%
45	宮崎県	7,021	26	19	73.1%	-7	0.271%
46	鹿児島県	11,757	27	26	96.3%	-1	0.221%
47	沖縄県	9,785	12	11	91.7%	-1	0.112%
	合計	668,951	1,308	1,009	74.5%	-299	0.146%
		↑合計(人)	↑合計(人)	↑合計(人)	↑平均	↑合計(人)	↑平均